

食品安全情報（化学物質） No. 25/ 2017 (2017. 12. 06)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【EFSA】 2016年の新興リスクに関するEFSAの活動

欧州食品安全機関（EFSA）は、新興リスクの同定とその同定方法の検討を行っている。今回発表する最新技術報告書には、新興リスクの同定に関わるすべてのグループの活動内容、2016年に同定された問題、開発中の方法の説明、実施した協同活動の内容がまとめられている。

*ポイント： 2016年の潜在的な新興問題として、微生物関連も含めて17項目が検討されています。そのうち化学物質関連と分類されたのは10項目で、その半数はフードサプリメントに関連しています（緑茶、ピロリジジナルカロイド類、ジオミン、ヘスペリジン、ペペリン、インターネット販売の不良品）。

【RIVM】 オランダ5つからなる輪ガイドラインに従った食事からの汚染物質摂取

オランダの食事ガイドラインである「5つからなる輪（Wheel of Five）」に従った食生活で摂取される汚染物質を計算した。このガイドラインは15食品群について8つの年齢群の性別毎に推奨される摂取量が示されている。ガイドラインに準じた食品由来の汚染物質の摂取は、EUの最大基準値を用いた場合、汚染実態データを用いた場合などの段階的アプローチで算出した。

*ポイント： 食事ガイドラインに従って食べたらどうなるか？という面白い視点で汚染物質の暴露を検討していたのでご紹介します。その結論は、従来と同様に様々な食品を食べるという一般的助言が重要だということです。

【ANSES】 スピルリナを含むフードサプリメント：信頼できる供給元を選ぶことの重要性

全国ニュートリビジランス計画のもと、スピルリナを含むフードサプリメントの摂取に関連する可能性の高い有害影響が報告され、それらの報告からフランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES）がこの種のフードサプリメントの摂取に関連するリスクについて評価した。ANSESが発表した意見は、スピルリナを含む製品にはシアノトキシン（特にミクロシスチン）、細菌、あるいは微量金属元素が含まれる可能性があることを強調しており、消費者に向けて信頼できる供給元を選ぶよう助言する。また、フェニルケトン尿症やアレルギー体質の人は摂取しないよう助言する。さらにスピルリナが汚染されるリスクを考えると、ANSESはスピルリナの生産に用いる水の質とそれぞれの生産段階の生産者の管理の重要性を強調する。

*ポイント： フランスは自国の有害事象報告システムを2009年に導入しており、報告が蓄積されてきたためか、少しずつシステムの有効性と成果を示す報告が出されています。

【FDA】 クラトムで生じる致命的なリスクに関するFDA助言に関するFDA長官の声明

米国食品医薬品局（FDA）は、クラトム(kratom)の使用に関連したリスクへの高まる懸念に対し、公衆衛生の面から助言を發した。FDAは未承認薬物として kratom を管轄し、かつ kratom を含むダイエタリーサプリメントに対して対策も行ってきた。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. IPCS：使用済み鉛酸バッテリーのリサイクル：健康についての考察
2. 米国科学航空技術委員会への Dr Wild からの対応

[【FAO】](#)

1. コーデックス委員会

[【EC】](#)

1. SCCS – 香料成分のための皮膚感作性定量リスク評価についての予備的意見に意見募集
2. 危機への準備と対応
3. 栄養と運動に関するハイレベルグループと、食事と運動と健康対策のためのプラットフォームの合同会合
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 食品添加物としての脂肪酸モノ-およびジグリセリド（E 471）の再評価
2. 2016年の新興リスクに関する EFSA の活動
3. 新規食品成分関連
4. 香料評価
5. ネオニコチノイド：ミツバチへのリスクについて来年初期に更新
6. 飼料添加物関連
7. 外部委託科学調査報告—ラトビアの一般住民を対象とした全国食事調査
8. 遺伝子組換え関連
9. 作物の保護剤や防虫剤として使用されるランド県の松ヤニの基本物質申請について加盟国と EFSA が行った協議の結果

[【FSA】](#)

1. 食品と飲料品を意図的攻撃から守り防御するためのガイド
2. FSA は新しい食品飲料部門評議会を歓迎

[【MHRA】](#)

1. 新しい研究は絶望したダイエッターは危険に晒されていることを示す—オンライン減量錠剤の秘密の世界
2. 副作用疑いを報告することで医薬品をより安全にする：MHRA はキャンペーンを開始

[【NHS】](#)

1. Behind the Headlines

[【ASA】](#)

1. ASA 裁定

[【BfR】](#)

1. 「カフェインが子供や青少年の心血管系に及ぼす潜在的影響」専門家会議の結果

[【RIVM】](#)

1. オランダ 5 つからなる輪ガイドラインに従った食事からの汚染物質摂取
2. 地下水のバックグラウンド濃度と品質：アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、コバルト、銅、水銀、鉛、モリブデン、ニッケル、亜鉛
3. EU ナノ物質観測の批判的検討

[【ANSES】](#)

1. BfR/NIFDS/ANSES/DTU-Food が企画する合同国際シンポジウム
2. ANSES 2016 年次報告書: Roger Genet 長官の言葉
3. スピルリナを含むフードサプリメント：信頼できる供給元を選ぶことの重要性

[【FDA】](#)

1. クラトム(kratom)で生じる致命的なリスクに関する FDA 助言に関する FDA 長官 Scott

Gottlieb 医学博士の声明

2. グリホサートに関する Q&A

3. 綿花の栽培地で米国食品安全近代化法について話し合い、妥協点を模索する
4. FDA はビオチンが検査に干渉する可能性を警告：FDA 安全性警告
5. 警告文書
6. 骨（あるいは骨のおやつ）はノー：あなたの犬に骨を与えてはいけない理由

【USDA】

1. あなたの残り物のシチメンチョウをどうする？農業主任科学者の G20 会合は幾分かの知見を持っているかもしれない

【FTC】

1. フロリダのサプリメント業者が虚偽の宣伝で FTC と和解
2. サプリメント販売業者が FTC、メイン州と虚偽の広告について和解

【FSANZ】

1. 年次報告書 2016-2017

【TGA】

1. TGA のプレゼンテーション：補完医薬品規制年次会合
2. 安全性警告：Semenax カプセル

【NSW】

1. リコール情報

【MPI】

1. 貝のマリンバイオトキシン警告ープレンティール湾
2. 食品としての麻の実

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 卵の検査（フィプロニル関連）
3. 官民協力で、冬の水産物の先制的安全管理強化
4. 輸入が禁止された米国产「健康機能食品」製品の回収措置
5. キムチを漬ける季節に備えて実施されたキムチ類などのメーカーの全国一斉交差点検の結果
6. 宅配飲食店の衛生レベルを私が直接確認する！
7. 食品医薬品安全処、抗菌剤耐性の国際規格の策定を先導

【FSSAI】

1. FSSAI 関連の報道ニュース：「フレッシュ」と「ナチュラル」という誤解を生む食品宣伝文句を制限
2. 食品安全基準への FAQ（健康サプリメント、ニュートラシューティカル、特定食事療法用食品、特定医療用食品、機能性食品、新規食品）

【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(ProMED mail) 食中毒 ボツワナ：(セントラル) 生徒、菜種、ソルガム、有機リン疑い
- ・(ProMED mail) 殺虫剤中毒 インド：(MAHARASHTRA) 致死
- ・(EurekAlert) NIAID 科学者が原因不明のアナフィラキシーを赤肉アレルギーと関連させる
- ・(EurekAlert) インターネットで販売されているパフォーマンス強化薬物は不正確に表示されている
- ・(EurekAlert) 抗生物質耐性：予期せぬ年代記
- ・(EurekAlert) ブリティッシュコロンビア大学 Okanagan 校の研究者が Winnipeg 湖で神経毒素を発見

別添

【EC】

1. 2016 年版 RASFF 年次報告書

● 世界保健機関（WHO : World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

1. IPCS

使用済み鉛酸バッテリーのリサイクル：健康についての考察

Recycling used lead-acid batteries: health considerations

Publication date: 2017

<http://www.who.int/ipcs/publications/ulab/en/>

使用済み鉛酸バッテリーのリサイクルが、どうやって環境汚染となりヒト暴露につながるかを説明した文書を公開。

2. 米国科学航空技術委員会への Dr Wild からの対応

Response from Dr Wild to the Committee on Science, Space and Technology

20 November 2017

http://www.iarc.fr/en/media-centre/iarcnews/2016/glyphosate_IARC2016.php

2017年11月1日に米国下院科学航空技術委員会がIARC長官Christopher Wild博士に、グリホサートの評価に関していくつかの点を指摘する手紙を送った。それへの返答をウェブに掲載する。

* 米国議会からの手紙

http://governance.iarc.fr/ENG/Docs/CLSBiggs-IARC_01112017.pdf

* 米国議会への返信

<http://governance.iarc.fr/ENG/Docs/CPWild-LSmith&ABiggs.pdf>

● 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<http://www.fao.org/>

1. コーデックス委員会

● AMR に関する特別部会会合 : Tom Heilandt の開会挨拶

AMR Task Force meeting: opening statement Tom Heilandt

28/11/2017

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/roster/detail/en/c/1069826/>

韓国済州島での第5回コーデックス AMR 特別部会の開催にあたっての挨拶。

● **Codex alimentarius**

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/en/>

ウェブサイト刷新

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. **SCCS** – 香料成分のための皮膚感作性定量リスク評価についての予備的意見に意見募集

Preliminary Opinion open for comments on Skin Sensitisation Quantitative Risk Assessment for Fragrance Ingredients (QRA2)

https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/scientific_committees/consumer_safety/docs/sccs_o_211.pdf

募集期間：2018年1月22日まで

国際香料協会 (IFRA) が採用している定量リスク評価(QRA)モデルでは、健康なヒトボランティアと動物実験をもとに、閾値がある、つまり極微量では影響はないとしている。それに一連の安全係数を用いていわゆる「許容量」を導出している。これは2008年にSCCPが意見を出している。さらに2012年にSCCPが香料アレルゲンについての意見の中でQRAモデルの改良に言及している。この意見以降、企業と大学の協力によるアレルゲンの評価のためのプロジェクトが始まりQRA2が開発された。それについてのSCCSの意見案をまとめた。

QRA2の概要は以下の通り。

ハザード同定

これまでマウス局所リンパ節アッセイ (LLNA) などで皮膚感作性を評価してきたが、さらに動物以外の試験法を含む入手可能なデータを用いた根拠の重み付けアプローチに基づく統合的評価を行う。

用量反応解析あるいはハザード定量化

閾値陽性反応をもたらすのに必要な推定濃度 (EC3) を相対感作強度の指標として使う。

暴露評価

製品の使用条件で皮膚に残る香料成分の量を単位面積あたりの量 (マイクログラム/cm²) で評価する。

リスクキャラクターゼーション

上述のアプローチにより導出された許容暴露量には新しい用語として NOAEL の代わりに「感作誘導が予期されない量 (No Expected Sensitisation Induction Level : NESIL)」、不確実係数の代わりに「感作評価係数 (Sensitisation Assessment Factors : SAFs)」を使う。許容暴露量は Acceptable Exposure Level (AEL = NESIL/total SAFs) とする。

さらに複数化合物の同時暴露も考慮する。

2. 危機への準備と対応

Crisis preparedness and response

健康危機管理委員会総会のフラッシュレポート

Flash report - Plenary Meeting of the Health Security Committee (Luxembourg, 9 November 2017)

https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/preparedness_response/docs/ev_20171109_flash_en.pdf

テーマは予防接種、準備、現在の脅威、テロ、AMR、早期警告対応システムの改革など。現在進行中のはしかの流行を鑑み、予防接種計画への信頼向上と持続性のために予防接種への合同計画を強化。予防接種躊躇 (vaccine hesitancy) への対策も含まれる。

3. 栄養と運動に関するハイレベルグループと、食事と運動と健康対策のためのプラットフォームの合同会合

Joint meeting of the High Level Group on Nutrition and Physical Activity and the Platform for Action on Diet, Physical Activity and Health, Luxembourg, 30 November 2017

https://ec.europa.eu/health/nutrition_physical_activity/events/ev_20171130_en

プレゼンテーション資料を掲載。ポルトガルの食品栄養政策、食品表示イニシアチブ、フランスの栄養表示のための栄養スコアなど。

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2017 年第 47 週～第 48 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

イラン産英国経由ピスタチオ穀粒にアフラトキシン(B1 = 343; Tot. = 375 µg/kg)、中国産乾燥クコの実にアミトラズ(0.51 mg/kg)および未承認物質プロパルギット(0.14 mg/kg)、ギリシャ産ドイツ包装アーモンドオイルにベンゾ(a)ピレン(6.9 µg/kg)および多環芳香族炭化水素 PAHs(PAH4の合計: 38.3 µg/kg)、イタリア産アンチョビフィレのヒスタミン(最大 777 mg/kg)、ブラジル産ヌガー菓子に卵非表示、イタリア産グルテンフリートウモロコシ粉を用いてスロベニアで加工したクッキーのフモニシン類(17,000 µg/kg)、ノルウェー産ヨーロッパオオカミウオ (*Anarhichas minor*) およびクロオオカミウオ (*Anarhichas denticulatus*) にヒ素(9.96; 13.76; 16.08 mg/kg)、中国産オランダ経由鑄造鉄鍋からの鉄の溶出(4,380 mg/kg)、スペイン産オーガニックカレー粉にグルテン非表示(> 200 mg/kg)、フランス産ヘーゼルナッツ油に多環芳香族炭化水素(32.5 µg/kg)、スペイン産フードサプリメントに未承認物質バルデナフィルの存在の疑い、シリア産オランダ経由のカブの酢漬けに未承認色素ローダミン B(11.3 mg/kg)、イタリア産乾燥イチジクのアフラトキシン(B1 = 25.3; Tot. = 62.3 µg/kg)およびオクラトキシン A(41.1 µg/kg)、ドイツ産グルテンフリーと誤表示されたアイスクリームの小麦非表示、スペイン産冷凍キハダマグロに水銀(1.74 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

スペイン産チルドスルメイカにカドミウム(1.2 mg/kg)、インド産全ベビーオクラにフロニカミド(0.1 mg/kg)・未承認物質モノクロトホス(0.03 mg/kg)・アセフェート(0.05 mg/kg)、米国産ピスタチオにアフラトキシン(B1 = 23; Tot. = 110 µg/kg)、フランス産チルドタイセイヨウサバ(ノルウェーサバ)にヒスタミン(最大 247 mg/kg)、チリ産冷凍サーモンフィレにオキシテトラサイクリン、イタリア産チルドウサギ肉にスルファジメトキシシン(>150 µg/kg)、タイ産冷凍塩漬け鶏むね肉半身にラサロシド(37.2 µg/kg)、スペイン産馬肉にカドミウム(0.28 mg/kg)、ベトナム産ミニカップゼリーに摂取による窒息リスク [未承認カラギーナン(E407)・コンニャク(E425)・キサントガム(E415)を含み、表示不十分(サウサンプトン大学の研究で特定された着色料に求められる健康警告なし)]、ベトナム産冷凍エビに未承認物質ブリリアントグリーン(0.2 µg/kg)、中国産豆鼓で不正表示および大豆非表示、ペルー産急速冷凍アスパラガスにカドミウム(0.38 mg/kg)、ポーランド産リンゴにクロルピリホス(0.066 mg/kg)、英国冷凍鶏肉およびフィッシュパイが誤って混入したマッシュルームパイのマスタード非表示及び魚非表示、ベトナム産魚醤にヒスタミン(639 mg/kg)、ベラルーシ産マッシュルーム(アンズタケ)で極端に高い放射能(10,755 BQ/kg)、インド産冷凍トラフコウイカで温度管理不良、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

スペイン産飼料用魚粉にカドミウム(3.78 mg/kg)および水銀(2.4 mg/kg)、ポーランド産ゼリーキャンディで着色料ポンソー4R/コチニールレッド A 高含有(36.4 mg/kg)、フランス産有機紅茶に未承認物質アントラキノン(0.049; 0.074; 0.08; 0.12; 0.14 mg/kg)、中国産乾燥ゴ

リベリーに未承認物質カルボフラン(0.036 mg/kg)・ヘキサコナゾール(0.17 mg/kg)・プロパルギット(0.095 mg/kg)、米国産ジャイアントホワイトコーンで亜硫酸塩高含有(150 mg/kg)、ポーランド産の丸ごとの有機ゴボウに未承認物質アントラキノン(0.057 mg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

ベニン産パイナップルにエテホン(5 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットで亜硫酸塩高含有(>4000 mg/kg ; 2195 mg/kg ; 2504 mg/kg)、トルコ産乾燥イチジクにアフラトキシン(B1 = 43.93; Tot. = 66.65 µg/kg ; B1 = 202; Tot. = 285 µg/kg ; B1 = 26; Tot. = 29 / B1 = 39; Tot. = 49 µg/kg)、トルコ産ペッパーにホスチアゼート(0.092 mg/kg)、セルビア産全麦とアプリコットのビスケットに高濃度のアクリルアミド(686 µg/kg)、ボスニアヘルツェゴビナ産ビスケットに高濃度のアクリルアミド(930; 1104; 927 µg/kg)、セネガル産ピーナッツにアフラトキシン(Tot. = 541 µg/kg)、トルコ産ヘーゼルナッツ穀粒にアフラトキシン(B1 = 34.7; Tot. = 39.6 µg/kg)、ベトナム産冷凍ナマズに未承認物質ロイコマカライトグリーン(>MRPL)、ボリビア産ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 97; Tot. = 120 µg/kg)、米国産ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 42; Tot. = 45 µg/kg)、トルコ産ペッパーにクロルピリホス(0.15 mg/kg)、トルコ産レーズンにオクラトキシン A (19 µg/kg)、中国産白茶にアセタミプリド(0.12 mg/kg)および未承認物質イソプロカルブ(0.025 mg/kg)・トルフェンピラド(0.43 mg/kg)、中国産鉄鋼部品およびプラスチック部品を使った混合器から極端に高い量の総溶出(97 mg/dm²)、エジプト産イチゴに非承認物質メタミドホス(0.18 mg/kg)、中国産調理器具からクロム(24.26 mg/kg)およびマンガン(0.5 mg/kg)の溶出および高総溶出(89 mg/dm²)、香港産シリコン製焼き調理用皿に高濃度の揮発性有機化合物成分(1.25%)、イスラエル産オレンジ飲料に高濃度サンセットイエロー(色素 E 110)(38 mg/L)、ペルー産冷凍バナメイェビに亜硫酸塩高含有(181 mg/kg)、トルコ産ピーマンにフェナミホス(0.094 mg/kg)、セルビア産ビスケットに高含量のアクリルアミド(887; 863.2 µg/kg)、セルビア産ビスケットに高含量のアクリルアミド(974.9; 700 µg/kg)、トルコ産レーズンにオクラトキシン A(14.4 µg/kg)、ベトナム産冷凍メカジキに水銀(1.8 mg/kg)、ベトナム産冷凍サメ肉の切り身に水銀(1.6 mg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 食品添加物としての脂肪酸モノ-およびジグリセリド (E 471)の再評価

Re-evaluation of mono- and di-glycerides of fatty acids (E 471) as food additives

EFSA Journal 2017;15(11):5045 [43 pp.]. 10 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5045>

EFSA の NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、食品添加物として使用される際の脂肪酸のモノ-およびジグリセリド(E 471)の安全性を再評価し、科学的意見を提出した。NDA パネルは、脂肪酸のモノ-およびジグリセリドは、消化管のリパーゼによって加水分解され、グリセロールと脂肪酸の生成に至る可能性が非常に高いとの見解に達した。また、グリセロール(E 422)と脂肪酸(E 570)は再評価されており、食品添加物としての使用に安全上の懸念はないと結論づけた。E 471 の再評価のために、不飽和脂肪酸を多く含むモノ-およびジグリセリドの毒性試験データが考慮された。短期試験、亜慢性試験、慢性試験、生殖毒性試験、発達毒性試験において、有害影響を示す根拠は認められなかった。発がん性やイニシエーション/プロモーション試験におけるプロモーション作用の報告も認められなかった。得られた試験データからは、遺伝毒性の懸念も生じなかった。E 471 が認可されている 84 の食品分類のうちの 31 に基づいて、詳細な(暴露)推定が行われた。パネルは、推奨一日脂肪摂取量のうち E 471 が寄与しているのは平均して 0.8~3.5%のみであることを留意した。NDA パネルは、EU 委員会規則 No 257/2010 の下で再評価される特定の食品添加物のリスク評価の概念的枠組みで示されている手法に基づき、また上述の考察を検討した結果、食品添加物としての脂肪酸モノ-およびジグリセリド(E 471)については、許容一日摂取量(ADI)を数値化する必要はなく、報告されている用途や使用量で安全上の懸念はないと結論づけた。ただし、NDA パネルは、E 471 の EU 規格を一部改訂するよう助言した。

2. 2016 年の新興リスクに関する EFSA の活動

EFSA's Activities on Emerging Risks in 2016

16 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1336e>

新興リスクに関する EFSA の活動の主目的は、(i) EFSA に権限が与えられた分野における新興リスクを同定するための活動を行うこと（食品ないしは飼料、動物および植物の健康に関連する公衆衛生への影響）と、(ii) 新興リスクを同定する方法と検討手法を開発・改善することである。また新しい EFSA 戦略 2020「安全な食品のための信頼される科学」が 2016 年 3 月に採択され、EFSA の成果への徹底的な議論と新興リスク同定への挑戦について記している。これを受けて、2020 年に向けて次の 3 つの目標が掲げられている：1) 優先的な新興問題の同定プロセスを強化する、2) データ源の同定とデータ収集/精製を改善する、3) 新興リスクの最終評価工程及び同定を改善する。

最新の技術報告書には、新興リスクの同定手順に関わるすべてのグループの活動内容、2016 年に同定された問題、開発中の方法の説明、実施した協同活動の内容がまとめられている。

EFSA の知見のネットワークには、新興リスク情報交換ネットワーク（Emerging Risks Exchange Network : EREN）、新興リスクについての関係者による討論グループ

(Stakeholder Discussion Group on Emerging Risks : StaDG-ER)、EFSA の科学ユニット、科学パネル、科学委員会とその作業グループが含まれている。FAO 及び WHO、並びに化学的および微生物学的食品安全性に関する国際連携グループは、国際協力体制を確立している。様々な関係者が使用することになる新興リスク同定手順書の概要が提示された。

懸念を生ずるおそれのある化学物質を特定するスクリーニング方法 (REACH 1)、植物の健康に関する新興リスク同定のためのテキスト検索ツール(MedISys – Plant Health)、養殖水産食品サプライチェーンに関する新興リスク同定のためのテキスト検索ツール(ERIS)が完成し、さらに、化学物質のスクリーニング手順の応用に関する新プロジェクト(REACH 2)が開始した。食品中のシアノバクテリア毒素に関する入手可能なデータの文献レビューが完了し、これからの調査にとって重要な示唆が得られている。世界的規模のフードチェーンの分析結果を変化の脆弱性と原動力の同定に用いることができるかを検討する試験的プロジェクト(AQUARIUS)が進行中である。さらに、新興リスク同定のための方法と共同利用ツールの開発(DEMETER)と、欧州のシガテラについてのデータ収集(EuroCigua)の 2 件について、加盟国間が合意に至った。

2016 年には全部で 17 の潜在的な新興問題が検討された(下線項目が化学ハザードに分類されている)。

- ・ 海藻の使用に関連する潜在的リスク (ヨウ素、ヒ素、重金属、ノロウイルス、藻類が産生する毒素)
- ・ 循環経済—肥料や土壌改善に使用される廃棄物由来のフードチェーン汚染
- ・ フードサプリメント中の緑茶抽出物の使用に関連したリスク
- ・ スイスに輸入された魚類及び水産物中の抗菌剤耐性
- ・ スイスで通知された EHEC 症例の増加
- ・ リサイクルの電導プラスチック類
- ・ クロアチア市場の多様な種類の茶に含まれるピロリジジナルカロイド類
- ・ 新型カワリリス 1 型ボルナウイルス (VSBV-1)
- ・ ラトビアのイヌの巨大食道—多発性神経障害の事例増加
- ・ ウシ白血病と乳ガンとの関連
- ・ 水産養殖での活動水準
- ・ ジオスミンとヘスペリジンの使用に関連したリスク (フードサプリメントの販売と消費に関する登録通知をポルトガルで受け取っており、認可医薬品中の濃度と比較した場合にフードサプリメントでの使用が懸念される)
- ・ ポルトガル市場におけるフードサプリメントの原料としてのピペリン (ピペリンを原料として含むフードサプリメントが「天然の脂肪燃焼であるピペリン高濃縮 95%」と称して販売されており、推奨されている一日分の用量が EFSA 設定の ADI を超える)
- ・ インターネット条で販売される不良なフードサプリメント (薬効物質や薬効用量を含む。不良製品で頻度が高いのは、睡眠用フードサプリメント中のエスタゾラムやクロナゼパムなどのベンゾジアゼピン系、シブトラミンなどの食欲抑制物質、痩身用フー

ドサプリメント中のフェンフルラミン、男性機能改善用フードサプリメント中のシルデナフィル・タダラフィル・バルデナフィル、ボディービル用のアンドロゲン性ステロイド)

- ・ 果実・野菜・キノコの *Echinococcus multilocularis* の卵
- ・ 食品へのアロエの使用に関連したリスク
- ・ ミツバチへの抗菌剤

消費者の新しい傾向が、変化に関わる主要な原動力であった。新興リスクの原動力について、その社会的、行動的および経済的側面を含めてより良く理解すること、並びにフードサプライチェーンを熟知することは、新興リスクの同定の過程において極めて重要であり、この作業は 2017 年も継続される。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 16/ 2016（2016. 08. 03）

【EFSA】新興リスク情報交換連絡会 2015 年の年次報告書

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2016/foodinfo201616c.pdf>

3. 新規食品成分関連

- シベリアカラマツ (*Larix gmelinii*) 由来のタキシフォリン高含有抽出物の安全性に関する声明

Statement on the safety of taxifolin-rich extract from Dahurian Larch (*Larix gmelinii*)

EFSA Journal 2017;15(11):5059 [8 pp.]. 13 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5059>

欧州委員会の要請を受けて、EFSA の NDA パネルは、タキシフォリンについて、追加の安全性評価を行うよう要請された。この追加の安全性評価では、申請者の要請により当初は製品の消費対象から除外されていた集団グループ（すなわち乳児、幼い子供、9 歳までの子供）も考慮に入れられ、またタキシフォリンの用途をヨーグルトからより広範な乳製品に拡大することも考慮されている。2016 年に EFSA の NDA パネルは、EC 規則 No 258/97 に従って、ノンアルコール飲料、ヨーグルト、チョコレート菓子、フードサプリメントの新規食品成分として、シベリアカラマツ (*Larix gmelinii*) 由来のタキシフォリン高含有抽出物の安全性に関する科学的意見を採択した。今回の要請に応じるために、全ての集団グループ（今回は 9 歳未満の子供も含む）を検討し、申請者が目的としている製品分野、およびそれらについて申請者が計画しているタキシフォリンの最大使用量を考慮して、摂取量評価を行った。一般集団の全ての年齢集団について摂取量が推定された。全集団の中で、摂取量 (mg/kg 体重/日) の平均と 95 パーセンタイルが最も高かったのはともに幼児 (1~3 歳) で、順に 0.94 mg/kg 体重/日、1.54 mg/kg 体重/日であった。90 日間亜慢性試験の無毒性量 (NOAEL) が 1,500 mg/kg 体重であることに注目すると、この年齢集団の暴露マージン (MOE) はおおよそ 1,000 になる。体重 70 kg の成人では、強化食品とフードサプリメントから複合的に摂取することを想定した場合、MOE は約 772 となる。青年では、平均体重の規定値 61 kg を用いると、複合摂取（フードサプリメントのからの 100 mg を含む）の

場合の MOE は約 627 になる。NDA パネルは、これらの MOEs は十分な値であると判断した。NDA パネルは、シベリアカラマツ由来の新規食品、タキシフォリン高含有抽出物は、提示された使用条件で安全だと結論した。

- **新規食品としての合成 L-エルゴチオネインの安全性に関する声明—乳幼児、妊婦、および授乳中の女性における補助食品を介した曝露量および安全性評価**

Statement on the safety of synthetic L-ergothioneine as a novel food – supplementary dietary exposure and safety assessment for infants and young children, pregnant and breastfeeding women

EFSA Journal 2017;15(11):5060 [9 pp.]. 13 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5060>

欧州委員会の要請を受けて、EFSA の NDA パネルは、最初の申請で申請者に除外されていた集団、すなわち乳児と幼い子供(すなわち幼児)そして妊婦と授乳中の女性について、合成 L-エルゴチオネインへの補助食品を介した曝露量を推定し、安全性評価を行うよう要請された。そこで、これらの集団について推定摂取量が算出され、さらに、基本的な食事に加えてこの新規食品を摂取した場合の L-エルゴチオネインの推定最大一日摂取量が次のように算出された。乳児は 2.82 mg/kg 体重/日、幼児は 3.39 mg/kg 体重/日、妊婦と授乳中の女性を含む成人では 1.31 mg/kg 体重/日であった。毒性データ全般に基づくと、最初の評価において設定された無毒性量(NOAEL)800 mg/kg 体重/日は、妊婦と授乳中の女性、乳幼児にも適合していると考えられる。この NOAEL に基づく曝露マージン (MOE) は、乳児で 284、幼い子供で 236、妊婦と授乳中の女性で 610 である。これらの曝露マージンは十分大きいとみなされる。NDA パネルは、新規食品合成 L-エルゴチオネインは、提示された使用と使用量で、乳児、幼い子供(すなわち幼児)、妊婦および授乳中の女性に対し、安全だと結論した。

- **新規食品としてのベタインの安全性**

Safety of betaine as a novel food pursuant to Regulation (EC) No 258/97

EFSA Journal 2017;15(11):5057 [28 pp.]. 17 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5057>

欧州委員会の要請を受けて、EFSA の NDA パネルは、EC 規則 No 258/97 に従い新規食品としてのベタインに関する意見を要請された。この新規食品の組成、規格、バッチごとのばらつき、安定性、生産工程についての情報は十分で、この新規食品の安全性についての懸念を生じるものはない。この新規食品は、激しい筋肉運動で必要となる追加の栄養要件を満たすことを目的としており、運動する 10 歳以上の人向けに、最大 2.5 g/日の用量で食品中に使用することが提案されている。ラットの慢性毒性試験において、血小板数に用量依存的増加が認められ、この影響に関し最小 BMDL₀₅ が導出されている。この最小 BMDL₀₅ の値と対象集団における当該新規食品の予想一日摂取量に基づき、曝露マージン

は 3.6 および 5 と算出された。これらの値は通常十分とはみなされない。だが、食事によるベタインへの総暴露量（約 830 mg/日）の水準で有害影響は認められていない。さらに、最長 6 ヶ月間にわたり 4 g/日の暴露用量で行われたヒトにおける介入試験では、血小板数への有害影響は認められなかった。総コレステロール値および低密度リポタンパク質(LDL)-コレステロール値については、メタボリックシンドロームの太りすぎの被験者では 4 g/日のベタイン摂取で明らかな増加が認められたが、健康的な被験者や 3 g/日の摂取の場合にはそのような増加は認められていない。このように、ベタイン 4 g/日を出発点とし、個人差を考慮した不確実係数 10 を適用して得られた 400 mg/日というベタインの用量は、バックグラウンド暴露量も加えた値として安全だと考えられる。NDA パネルは、この新規食品は対象集団が最大摂取量 400 mg/日で使用する場合において安全であると判断した。

4. 香料評価

● 香料として使用されるベンゾフェノンの安全性

Safety of benzophenone to be used as flavouring

EFSA Journal 2017;15(11):5013 [33 pp.]. 14 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5013>

ベンゾフェノン[FL-no: 07.032]は、EFSA の食品添加物・香料・加工助剤及び食品と接触する物質に関する科学パネルによって、2008 年に FGE.69 (Flavouring Group Evaluation: 香料グループ評価)の中で香料物質として評価されている。ベンゾフェノンは、FGE.69 に関する EFSA の意見では考慮されていない試験に基づいて、JECFA(2011 年)と IARC(2013 年)でも評価が行われている。そのため、欧州委員会は、この香料物質の安全性に関する既存の文献のレビューを行うよう CEF パネルに要請した。食品と接触する物質としてベンゾフェノンを評価する枠組みの中で、CEF パネルは耐容一日摂取量 (TDI) を 0.03 mg/kg 体重/日と設定した(2009 年)。今回の意見では、CEF パネルは EFSA、JECFA、IARC による既存の評価結果とベンゾフェノンの毒性に関する入手可能な文献データを考慮に入れている。さらに、香料物質としてのベンゾフェノンの使用量に関する新データが提出されている。パネルは、遺伝毒性に関する懸念はないとみなしている。パネルはベンゾフェノンと代謝物質 4-ヒドロキシベンゾフェノンの内分泌活性は弱く、齧歯類において観察された腫瘍性影響などの毒性影響には直接関係していないと判断した。EFSA は、安全側に考慮した手法によりベンゾフェノンの TDI として 0.03 mg/kg 体重を導出したが、パネルはこの手法が、慢性毒性試験における非腫瘍性影響と、齧歯類の発がん性試験で誘発された腫瘍性影響を考慮した適切なものであることをパネルは確認した。この TDI は、添加される香料物質の量に基づくと、成人と子供における食事を介したベンゾフェノンへの慢性暴露量(10~20 µg/kg 体重/日)と同桁である。パネルは算出した TDI と推定暴露量は、保守的な仮定に基づいていると考えている。パネルは、香料物質として現行の条件で使用される場合には、ベンゾフェノンが安全上の懸念を生じることはないと結論した。

- 香料として使用されるアクリル酸エチルの安全性

Safety of ethyl acrylate to be used as flavouring

EFSA Journal 2017;15(11):5012 [29 pp.]. 14 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5012>

EFSA の CEF パネルは、EC 規則 No 178/2002 の Art. 29 1(a)に基づき、香料物質として使用される際のアクリル酸エチル[FL-no: 09.037]の安全性に関して既存文献のレビューを行うよう欧州委員会に要請された。アクリル酸エチルは、2006 年の JECFA の評価に基づき、2010 年に香料物質として香料グループ評価 FGE.71 の中で EFSA に評価された。MSDI (Maximised Survey-Derived Daily Intake)法による算出に基づき、アクリル酸エチルは香料物質としての推定摂取量において、安全上の懸念を生じないと CEF パネルは結論した。パネルは、新しく得られた文献と、JECFA (2006 年)や EFSA (2010 年)による以前の評価結果を精査した。さらに、香料物質としてのアクリル酸エチルの使用量に関する新データが提出された。香料物質としての使用を想定し、APET 法(added portions exposure technique)を用いて推定された食事を介する慢性暴露量は、体重 60 kg の成人 1 人当たり、3,545 µg/日、体重 15 kg の 3 歳児 1 人当たり 2,233 µg/日と算出された。食品と接触する物質からの暴露は、1 人当たり最大 6,000 µg/日になると思われる。得られたデータは、遺伝子関連のエンドポイントで関係があると思われるもの全て(すなわち遺伝子変異、染色体の構造や数の異常)をカバーしており、それらのデータに基づくと、アクリル酸エチルには遺伝毒性に関する懸念はない。パネルは、ラットやマウスにおける発がん性試験の得られたデータを評価し、その上で、げっ歯類の前胃に観察された扁平上皮乳頭腫およびがん腫には、ヒトとの関連性はないと結論付けた NTP の評価(1998 年)に同意した。さらに、短期および亜慢性毒性試験において、全身毒性の根拠は認められなかった。以上のことより、パネルは、指定の使用条件で、香料物質としてアクリル酸エチルを使用した場合、安全上の懸念は生じないと結論した。

- 香料グループ評価 410 の科学的意見:化学グループ 25 の 4',5,7-トリヒドロキシフラバノン(環状アルキル基、環状アルコキシ基、および含酸素官能基を持つ側鎖を有するフェノール誘導体)

Scientific Opinion of Flavouring Group Evaluation 410 (FGE.410): 4',5,7-trihydroxyflavanone from chemical group 25 (phenol derivatives containing ring-alkyl, ring-alkoxy, and side-chains with an oxygenated functional group)

EFSA Journal 2017;15(11):5011 [29 pp.]. 15 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5011>

EFSA の CEF パネル (食品と接触する物質、酵素、香料、加工助剤に関する科学パネル) は、欧州議会及び欧州理事会規則 No 1331/2008 により、香料グループ評価 410 (FGE.410) の香料物質 4',5,7-トリヒドロキシフラバノン、別名ナリンゲニン[FL-no: 16.132]のヒトの健康への影響について科学的意見を要請された。この物質は天然にグレープフルーツ、オ

レンジ、トマトで生成される。特定の食品において、香りを変える特性を持つ香料物質として用いることが企図されている。[FL-no: 16.132]の規格や製造についての情報は適切だと考えられたが、食品での安定性のデータは不完全である。入手された毒性試験は、重大な欠点があるためナリングエニンの遺伝毒性について結論を出すには不十分である。それゆえ[FL-no: 16.132]は手順書を用いて評価できない。さらに[FL-no: 16.132]が CYP 450 を抑制することが、*in vivo*の動物試験で明確に示されており、この物質が医薬品の代謝と排泄において相互作用を示す可能性がある。また、この物質が推定暴露レベルでヒトにリスクを生じないことを示す説得力のある情報も得られていない。[FL-no: 16.132]の安全性評価を継続するには、細菌を用いた遺伝子突然変異試験と *in vitro* 小核試験(OECD ガイドライン 471、487 と GLP に準拠したもの)が必要である。これらの試験で遺伝毒性の可能性が示されなくても、評価を完遂するためには追加の毒性学的データが必要である。

5. ネオニコチノイド：ミツバチへのリスクについて来年初期に更新

Neonicotinoids: update on risks to bees due early next year

14 November 2017

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/171114>

ネオニコチノイドのミツバチへのリスクについての評価更新は2018年2月に最終化を予定している。クロチアニジン、イミダクロピリド、チアメトキサムの評価について、加盟国の農薬専門家の意見を聴いた後に最終化する。

6. 飼料添加物関連

● 鳥および豚用飼料添加物としての Natuphos® E (6-フィターゼ)の安全性と有効性

Safety and efficacy of Natuphos® E (6-phytase) as a feed additive for avian and porcine species

EFSA Journal 2017;15(11):5024 [3 pp.]. 14 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5024>

Natuphos® E は、鳥および豚向けの飼料添加物で、粉末、顆粒、液体の形状で生産される 6-フィターゼを含んでいる。この製品に含まれるフィターゼを産出する菌株は、クロコウジカビ(*Aspergillus niger*)の遺伝子組換え株である。EFSA の FEEDAP パネル（動物用飼料に使用する添加物および製剤あるいは物質に関するパネル）は、この菌株に施されている遺伝子組換えには安全上の懸念は生じないと結論した。この菌株とその DNA は、この製品を調製するために使われる濃縮原料には検出されなかった。提出された耐容試験のデータに基づき、パネルは、この添加物が対象動物種に対し、提示された使用条件下において広範な安全マージンがあり、安全だと結論した。パネルはまた、飼料添加物としてこの製品を使用しても、消費者に懸念を生じないと結論した。この添加物は、吸入毒性を示さず、皮膚と眼への刺激性もないことを示す根拠が提出されたが、皮膚感作性があり、呼吸器感作の可能性もあるとみなされる。飼料添加物としてこの添加物を使用しても、環境に

おけるリスクを引き起こすことはない。提出された有効性試験のデータに基づき、パネルは、この添加物は鶏の肥育、七面鳥の肥育、子豚の飼育、豚の肥育、雌豚の飼育において有効性を持つ可能性がある」と結論した。これらの結論は、産卵鳥育成、交配用七面鳥育成にまで拡大され、マイナー鳥種や他の鳥種の肥育および産卵期までの飼育、ならびにマイナー豚種の飼育に外挿される。パネルは、産卵鶏における有効性については、情報が不十分で結論導き出せないと判断した。

7. 外部委託科学調査報告—ラトビアの一般住民を対象とした全国食事調査

Latvian National Dietary Survey on the general population

17 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1307e>

ラトビアにおける全国包括的食品摂取量調査は初めてであり、2007～2009年にかけて行われたこの調査は最新ということになる。3,595人を調査対象とし、うち556人は3歳未満の子供、107人は64歳を超える成人であった。得られたデータはすでに、食品の安全や健康に関する様々な議論の場に提示されており、ラトビアでのこうした問題についての判断に重要な役割を果たすだろう。乳児に最初に導入される食事についての情報を公表する際にも使われており、小児科医が適切な助言をしたり、ガイドラインをレビューする際にも役立つと考えられる。

8. 遺伝子組換え関連

● 遺伝子組換えサトウダイコン H7-1 の認可更新のための評価

Assessment of genetically modified sugar beet H7-1 for renewal of authorisation under Regulation (EC) No 1829/2003 (application EFSA-GMO-RX-006)

EFSA Journal 2017;15(11):5065 [9 pp.]. 16 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5065>

GMO パネル（遺伝子組換え体に関する科学パネル）は、更新を検討しているサトウダイコン H7-1 の DNA 配列が最初に評価された組換え体の DNA 配列と同じだと想定した場合、この更新申請において、サトウダイコン H7-1 についての最初のリスク評価の結論を変えるような新しいハザード、推定暴露量の変更要因、科学的不確実性の根拠は認められないと結論した。

● 輸入食品及び飼料における遺伝子組換え植物原料の低レベル混入によるリスクの評価のためのガイダンスに関する欧州加盟国による協議とパブリックコメント募集の結果

Outcome of the European Member States and Public consultations on the draft guidance for the risk assessment of the presence at low level of genetically modified plant material in imported food and feed under Regulation (EC) No 1829/2003

20 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1329e>

EFSA は、EC 規則 No 1829/2003 のもと、輸入食品及び飼料における遺伝子組換え植物原料の低レベル(LL: low level)混入によるリスクの評価に関し、科学界やあらゆる関係団体から情報を集めるため、パブリックコメントを募集した。二段階アプローチが取られた。EFSA の GMO パネルの特別作業グループが LL 混入について科学的意見を作成し、GMO パネルはそれを 2016 年 9 月 21 日の本会議で欧州加盟国と特別案件として協議することを承認した。EFSA は、LL 残留に関する科学的見解(LL 見解)案について、11 加盟国からおおよそ 100 件のコメントを受け取った。その特別協議の結果に基づいて、LL 残留に関する第二の LL 意見案が作成され、GMO パネルはそれを 2017 年 4 月 5 日の本会議で欧州加盟国と特別案件として協議することを承認した。EFSA は、第二の LL 意見案について、7 つの関係団体からおおよそ 60 コメントを受け取った。最新の報告書には、これらの二段階の協議の結果がまとめられており、また受け取ったコメントの概略やそれらのコメントへの対応状況が記載されている。政策やリスク管理面に関するコメントは GMO パネルの権限外であり、これらの協議の管轄外と考えられたため、この文書では取り扱われていない。GMO パネルは与えられた権限に基づいて、これらのコメントを考慮に入れた最新版の LL 意見案を作成した。EFSA と GMO パネルは、欧州加盟国、全ての関係者、一般市民に対して、その貢献に感謝の意を表している。最新版の LL 見解は、2017 年 9 月 21 日の GMO 本会議で採択され、EFSA Journal で公表される。

輸入食品や輸入飼料における遺伝子組み換え植物原料の低レベル混入によるリスクの評価のためのガイダンス

Guidance for the risk assessment of the presence at low level of genetically modified plant material in imported food and feed under Regulation (EC) No 1829/2003

EFSA Journal 2017;15(11):5048 [19 pp.]. 20 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5048>

この文書は、EU 以外の市場向けの遺伝子組換え植物原料が、食品や飼料に非意図的に、偶然あるいは技術的に避けられずに低レベルで混入することによるリスクを評価するためのガイダンス文書である。この中で、低レベルとは、成分ごとの遺伝子組換え植物原料の含量が 0.9%以下である場合と定義されている。

9. 作物の保護剤や防虫剤として使用される Landes pine tar の基本物質申請について加盟国と EFSA が行った協議の結果

Outcome of the consultation with Member States and EFSA on the basic substance application for Landes pine tar for use in plant protection as protectant and repellent

20 November 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1311e>

この文書には、EFSA が取りまとめた協議の経緯・結果の概要、受け取ったそれぞれの指

摘事項に関する EFSA の科学的意見が記載されている。

Landes pine tar は松材を無酸素状況下で高温炭化させることにより製造されるものであり、フェノール類などの毒性が懸念される物質や、多環芳香族炭化水素類など発がん性が強く懸念される物質が含まれている可能性がある。Landes pine tar の正確な組成を明らかにし、樹木の幹に適用した場合に毒性学的な懸念と食用植物への移行がないことが示されなくてはならない。農作物の保護のため、周囲にある樹木に害虫誘引剤として使用する場合には、消費者や家畜が経口暴露される可能性は非常に低い。樹木の傷や皮に防虫剤として適用する場合は環境暴露の可能性は低いが、Landes pine tar は自然界に存在している物ではないため、環境暴露評価はまだ十分ではない。対象とされていない生物への影響に関するデータは得られていないが、典型的な使用法の場合、そうした生物が暴露される可能性は極めて低い。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 食品と飲料品を意図的攻撃から守り防御するためのガイド

PAS 96:2017

Guide to protecting and defending food and drink from deliberate attack

November 2017

<https://www.food.gov.uk/sites/default/files/pas962017.pdf>

この公開仕様書 (PAS : Publicly Available Specification) 96 には英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA) 及び FSA が出資しており、英国規格協会 (BSI) が作成を支援、公表している。2008 年が初版で、今回が第 4 版となる。

2. FSA は新しい食品飲料部門評議会を歓迎

FSA welcomes new Food and Drink Sector Council

29 November 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16753/fsa-welcomes-new-food-and-drink-sector-council>

政府が新しい食品飲料部門評議会を作ると発表したことを FSA は歓迎する。フードチェーン全体にわたる政府との新しい協力関係となるだろう。政府の産業戦略の一環。

●英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) <http://www.mhra.gov.uk/>

1. 新しい研究は絶望したダイエット者は危険に晒されていることを示すーオンライン減量錠剤の秘密の世界

New research shows desperate dieters in danger - the secret world of online slimming pills

30 November 2017

<https://www.gov.uk/government/news/new-research-shows-desperate-dieters-in-danger-the-secret-world-of-online-slimming-pills>

MHRA の#FakeMeds (ニセ薬) キャンペーンの一環として、Slimming World と協力して減量したい人たちに安全で合法的な道に行くよう促す

1,805 人の減量したい人の#FakeMeds 調査で、3 人に 1 人はオンラインで購入した減量用錠剤を試したことがあることがわかった。77%は速やかに痩せるという約束に魅力を感じ、57%はこっそり注文できることに惹かれ、44%は医師や薬剤師に相談しなくていいことがオンラインで購入する理由だった。しかし 63%はオンラインで購入した錠剤で不快な副作用を経験した。症状は下痢、止まらない出血、視界がぼやける、心臓の問題などである。そして 5 人中 4 人はこうした副作用を誰にも報告していない。

10 人中 4 人は健康リスクがあることは知っていても減量用錠剤を使用した。10 人中 6 人は「減量できないことに絶望した」ことを理由に使用した。

2016 年、MHRA は 4 千 6 百万以上の偽物の医薬品を押収し、違法に医薬品を販売している 5,000 ウェブサイトを閉鎖した。減量用製品の多くは食品として規制されているが、MHRA は廃止された薬効成分を含む製品を心臓発作や脳卒中のリスクにより規制的に差し押さえた。

*#FakeMeds キャンペーン

<https://fakemedics.campaign.gov.uk/>

2. 副作用疑いを報告することで医薬品をより安全にする : MHRA はキャンペーンを開始 Help make medicines safer by reporting suspected side effects: MHRA launches campaign

20 November 2017

<https://www.gov.uk/government/news/help-make-medicines-safer-by-reporting-suspected-side-effects-mhra-launches-campaign>

OTC 医薬品の副作用疑いを報告するよう、ソーシャルメディアキャンペーンを開始した。このキャンペーンは欧州におけるファーマコビジランス運営のための協力強化 (SCOPE : Strengthening Collaboration for Operating Pharmacovigilance in Europe) の一環として、EU 全体の啓発週間に応じて実施した。全ての医薬品に関連したリスクを理解してもらい、健康関連従事者と患者とコミュニケーションすることが重要である。副作用は頭痛や胃痛からインフルエンザ様症状など幅広く、これらの報告が規制担当者の医薬品モニタリングや適

切な対応を支援することになる。MHRA などの規制機関は、市場の医薬品が受容出来る程度に安全であることを確保するのに、副作用の報告を頼りにしている。ただ残念ながら、全ての報告システムには過小報告という問題があり、そのためキャンペーンを行う。副作用はイエローカード計画でオンライン報告できる。

* Yellow Card Scheme

<http://yellowcard.mhra.gov.uk/>

(医薬品にはハーブレメディやホメオパシーも含まれる。医療機器や電子タバコもこのサイトから)

● 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. Behind the Headlines

● プロバイオティクスがマウスの血圧を下げるかを確認する研究

Probiotic studied to see if it lowers blood pressure in mice

Friday November 17 2017

<https://www.nhs.uk/news/heart-and-lungs/probiotic-studied-see-if-it-lowers-blood-pressure-mice/>

「善玉菌」が豊富なヨーグルトを食べると高血圧を下げるのに役立つだろう」と英国大衆紙の電子版 Mail Online は報道している。研究者は、塩分の多い食事を与えられたマウスはいわゆる「善」玉菌と言われる細菌の量が少なかったが、マウスにこれらの細菌のサプリメントを与えることで塩分の影響を弱める可能性があることを発見していた。

最新のこの研究では、塩分と自己免疫疾患、すなわち免疫システムが誤って健康的な組織を攻撃する疾患との関連を調べた。この研究において、研究者は胃腸に住む細菌に対する塩分の影響を調べた。塩分の多い食事を与えられたマウスは胃腸内の乳酸菌が少なく、塩分の多い食事がある種の誘発性自己免疫疾患(脳脊髄炎)を悪化させることが判明した。乳酸菌の少ないマウスはまた、脳脊髄炎と関連する TH17 と言われるある種の免疫細胞をより多く生産した。しかし、マウスへの乳酸菌サプリメントの投与は、この疾患の進行を遅らせることに役立った。さらに、12人のボランティアを対象とした試験で、14日間塩分の多い食事をすると血圧が上がり、試験開始時は乳酸菌を持っていた人の腸内乳酸菌の数が減り、TH17細胞の数が増えることが判明した。

しかし、重要なことだが、研究者はヒトにおける乳酸菌サプリメントの影響を検討していない。そのためこの試験では、プロバイオティクスヨーグルトを食べたり、またはプロバイオティクスサプリメントを摂取したりすることが高血圧に何らかの影響を及ぼすかどうかはわからない。

ただし、塩分を少なくすることは高血圧を軽減し、予防することはわかっている。塩分削減についての助言は以下 URL で閲覧できる。

<https://www.nhs.uk/livewell/goodfood/pages/cut-down-salt.aspx>

- 1日に3～4杯のコーヒーを飲むことは健康効果がある可能性がある

Drinking 3-4 cups of coffee a day may have some health benefits

Thursday November 23 2017

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/drinking-3-4-cups-coffee-day-may-have-some-health-benefits/>

「1日に3杯のコーヒーを飲むことは“健康効果がある可能性がある”と BBC News は報道している。

コーヒーの健康への影響は何度も調査されてきた。これは世界中で最も一般的に飲まれている飲料のひとつであり、恩恵であれ、害であれ、たとえそれが控えめであっても、集団の規模で相当な影響を及ぼし得るためである。

例えば、この夏、コーヒーを1日に数杯飲む人はより長生きする傾向があるとする研究結果を目にした。この最新の研究では、コーヒーと健康に関する調査・研究の既存の要約が全てレビューされ、コーヒーと健康に関する知識の全体像の把握が図られた。大部分の研究では、コーヒーは疾患や死のリスクの低減に関連づけられていたことが分かった。しかし、大部分の研究が観察に基づいたものであり、コーヒーが健康効果の要因であるかどうかはわからない。ただし、肺がんや女性の骨折のリスクを調べたものなどのいくつかの研究では、コーヒーがリスクの上昇と関連していることがわかった。この研究では、コーヒーを妊娠中に飲むことが、子供の流産、早産、低体重および白血病のリスクの上昇と関連しているというエビデンスも認められている。

BMJ(英国医師会雑誌)は、付随論説*1において、現在手に入れられるエビデンスをまとめており、有益な情報を提供している。「医者は疾患予防のためにコーヒー摂取を薦めるべきか？人々は健康のためにコーヒーを飲み始めるべきか？答えはどちらも“いいえ”である。」

1日に3～4杯のコーヒーは害はありそうにない（妊娠中でなくまた骨折のリスクが高い人でないならば）が、コーヒーが有意な健康効果をもたらすという説得力のあるエビデンスはいまだ全く存在しない。（*1: <http://www.bmj.com/content/359/bmj.j5356>）

- マインドフルネストレーニングは体重減少に役立つ可能性がある

Mindfulness training may help you keep the weight off

Wednesday November 29 2017

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/mindfulness-training-may-help-you-keep-weight/>

「体重を減らそうと頑張っているがなかなか減らないならば、マインドフルネス瞑想を

始めることを検討してみてもよいだろう」と英国大衆紙の電子版 Mail Online は提案する。

この提案は、体重減少と肥満に結びつく摂食行動に対し、マインドフルネスを基本とした介入(治療)を行った際の効果を調べた研究のレビューに基づいている。マインドフルネスでは、伝統的な瞑想が治療に取り入れられており、瞬間的現在をより意識するトレーニングを行いながら、一方で心の奥の考えや心配事にとらわれないようにする。

研究者は、マインドフルネスには多くの潜在的な効果があると主張している。過食を促進する否定的な考えや感情を減らし、さらに回復力も改善されることで、食事制限や運動計画の実施の際に伴われるひどい空腹と増やされる運動量への対処にも役立つ可能性がある。概して、研究者は、マインドフルネスによる介入が、平均で約 7 lb (3.18 kg)の体重減少という軽度～中等度の体重減少効果を生じたことを追跡調査で確認した。比較すると、対照群では当初の平均体重減少量はマインドフルネス群より大きかった。対照群では、例えば食事制限や運動計画のような、それより以前からある体重減少のための対策が取られた。しかし対照群ではその後、多くの人で体重が増加し、全体的に効果は減少した。追跡期間は研究によって異なるが、平均 16.25 週であった。マインドフルネス群では、例えば過食の減少のような摂食行動における改善もある程度認められた。

しかし、この調査は、マインドフルネスによる介入が体重減少に効果的であるという確実性を示していない。調査は研究の蓄積からなっているが、ほとんどが小規模で質や方法が異なる研究であり、介入の内容も研究によって異なっており、さらに参加者がマインドフルネスによる介入と同時に他の体重減少方法を実践していたかどうかははっきりしない。そのため、効果が本当にマインドフルネスによるものか、または他の体重減少プログラムによるものなのかどうかを判別するのは困難である。

これらの不確実性にもかかわらず、マインドフルネスは、体重減少は別にして、有益である可能性がある。マインドフルネスがどのように精神的な健康状態を改善するかについては以下で閲覧できる。

<https://www.nhs.uk/conditions/stress-anxiety-depression/pages/mindfulness.aspx>

● 20 件のがんにつき 1 件が糖尿病や過体重との関連がみられた

One in 20 cancers linked to diabetes and being overweight

Wednesday November 29 2017

<https://www.nhs.uk/news/cancer/one-20-cancers-linked-diabetes-and-being-overweight/>

「肥満と糖尿病が1年に800,000件ほどのがんを引き起こす」と英国大衆紙の電子版 Mail Online が報道した。研究者は、世界中のがんの5%以上は、過体重(肥満度指数 BMI が 25 以上であること)または糖尿病から引き起こされていることを見出した。

過体重といくつかのがんとの関連は以前から知られていた。ごく最近研究者は、肝臓がん、膵臓がんおよび乳がんを含めたいくつかのがんが糖尿病と関連していることを示した。今回、世界で初めて、がんに関して過体重と糖尿病の組み合わせが及ぼす影響が算出された。研究者は、2002年のBMIと糖尿病についての情報、および2012年に登録されたがん

についての情報を利用して、175 カ国のデータを収集した。

研究者は、世界中で過体重や糖尿病の人の数は増えつつあるので、この知見は「特に警戒すべきこと」であると述べている。研究者は、このままいくと、BMI と糖尿病に起因するがんの件数は 2035 年までに 20～30% 上昇するだろうと指摘している。2 型糖尿病や過体重は密接に関連している。がんは別にしても、両方とも様々な健康問題を引き起こす。健康的な体重の達成と糖尿病のリスクの減少に関して、以下でより詳しく確認してほしい。

* 健康的な体重: healthy weight

<https://www.nhs.uk/livewell/loseweight/Pages/Loseweighthome.aspx>

* 糖尿病のリスクの減少: reducing your risk of diabetes

<https://www.nhs.uk/Livewell/Diabetes/Pages/Avoldalibetes.aspx>

● 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

ASA Ruling on HJ Heinz Foods UK Ltd

29 November 2017

<https://www.asa.org.uk/rulings/hj-heinz-foods-uk-ltd-a17-388796.html>

Heinz Beanz (ハインツの豆の缶詰) の TV CM で男性が冷蔵庫からドリンクを出して飲もうとするところに女性が電子レンジから豆を出して、「高タンパク、高食物繊維、低脂肪」と大きな文字で宣伝。これが栄養強調表示に関する広告基準に違反する。豆自体は「高タンパク、高食物繊維、低脂肪」の栄養強調表示は可能。しかし CM で男性が飲もうとしたドリンクはプロテインシェイクであり、この広告は豆がプロテインシェイクよりタンパク質などが多いと解釈される。この比較が基準違反。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 「カフェインが子供や青少年の心血管系に及ぼす潜在的影響」 専門家会議の結果

Outcomes of the expert discussion "Potential Effects of Caffeine on the Cardiovascular System of Children and Adolescents"

BfR Communication No 018/2017 of 9 August 2017

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/outcomes-of-the-expert-discussion-potential-effects-of-ca>

[ffeine-on-the-cardiovascular-system-of-children-and-adolescents.pdf](#)

2017年4月26日、BfRは、カフェインが子供や青少年の心血管系に及ぼす潜在的影響について、ベルリンで専門家会議を開催した。

この専門家会議の目的は、青少年のカフェインの長期多量摂取が心血管系の病気の発生の原因となるかどうか、またどの程度の量が影響を及ぼすのかを、用量-反応関係を考慮に入れて議論することである。この会議には小児心臓病学、毒性学、薬理学、疫学、栄養医学の分野の専門家や、RKI(Robert Koch Institute: ロベルトコッホ研究所)、BMEL(Federal Ministry of Food and Agriculture: 連邦食糧農業省)、BZfE(Federal Centre for Nutrition: 連邦栄養センター)の代表が出席した。この件に関する最新の知見や考察を概説した発表が行われ、その後討論が行われた。

カフェインの長期多量摂取(エネルギードリンクの形状も含む)と子供や青少年の心臓と循環系における長期的影響との間に何らかの関連性があるかを調べた試験の情報は、現時点では得られていないということと一致した。また、この分野のデータはかなり不足しているが、この情報不足を補う試みには方法論上の大きな難題が伴われることが明確にされた。

BfRは、何年もの間、子供や青少年によるエネルギードリンクの過剰摂取が健康リスクを生じる可能性をすでに概説している。カフェインによる既知の急性影響を考慮すると、エネルギードリンクの過剰摂取は青少年に安全と考えられているより多くのカフェインを摂取することにつながり、心血管系に悪影響を及ぼす恐れがある。

BfRは子供や青少年におけるこの確認された潜在的健康リスクを最小限にするよう助言している。この助言は、対象者に向けた情報提供情報と教育的手段、さらに必要に応じて、特に青少年のエネルギードリンクの過剰摂取を防ぐことを企図した追加的手段の形を取って行われる。

◇カフェインの話題に関する BfR ウェブサイト上の追加情報

- ・カフェインについて BfR の索引 A-Z

http://www.bfr.bund.de/en/a-z_index/caffeine-129927.html

- ・「カフェインとエネルギードリンクを含むカフェイン含有食品についての FAQ」2015年7月23日 BfR FAQ

http://www.bfr.bund.de/en/frequently_asked_questions_on_caffeine_and_foods_containing_caffeine_including_energy_drinks-194902.html

- ・"Gesundheitliche Risiken durch den übermäßigen Verzehr von Energy Shots"(エネルギーショットの過剰摂取による健康リスク)2009年12月2日 BfR Opinion No. 1/2010 (ドイツ語のみ)

http://www.bfr.bund.de/cm/343/gesundheitsliche_risiken_durch_den_uebermaessigen_verzehr_von_energy_shots.pdf

- ・"Neue Humandaten zur Bewertung von Energydrinks"(エネルギードリンクの評価についてのヒトの新データ)2008年3月13日 BfR Information No. 16/2008(ドイツ語の)

み)

http://www.bfr.bund.de/cm/343/neue_humandaten_zur_bewertung_von_energydrinks.pdf

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所: National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. オランダ 5つからなる輪ガイドラインに従った食事からの汚染物質摂取

The intake of contaminants via a diet according to the Dutch Wheel of Five Guidelines
17-11-2017

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2017/november/The_intake_of_contaminants_via_a_diet_according_to_the_Dutch_Wheel_of_Five_Guidelines

オランダの食事ガイドラインである「5つからなる輪 (Wheel of Five)」に従った食生活で摂取される汚染物質を計算した。このガイドラインは 15 食品群について 8 つの年齢群の性別毎に推奨される摂取量が示されている。ガイドラインに準じた食品由来の汚染物質の摂取は、EU の最大基準値を用いた場合、汚染実態データを用いた場合などの段階的アプローチで算出した。

28 の汚染物質のうち、多くは許容できる範囲だった。3 つの汚染物質 (アクリルアミド、ヒ素、鉛) については懸念が生じた。それは悪い健康影響が確実に生じるであろうという意味ではなく、その可能性が否定できないということである。不確実性が大きく結論が出せなかったのはカドミウム、アフラトキシン B1 とアフラトキシン B1・B2・G1・G2 の総量である。カドミウムについては、マージンが小さくなった場合の汚染濃度の不確実性により、ガイドラインの食事で安全マージンを達成するのかが不明であった。アフラトキシン B1 及び総アフラトキシンについては、使用した汚染濃度の不確実性が影響した。

ガイドラインの枠組み内での食品選択を調整することは、今回検討した汚染物質の摂取を減らすための選択肢にはならない。そのような調整による影響は非常に限られているか、ガイドラインの健康ベネフィットに悪い影響を及ぼすだろう。それゆえ、食品中の汚染物質の濃度は可能な限り管理することが依然として重要であり、現在の方針はこの点に焦点をあてている。さらに、様々な食品を食べるといった一般的助言が汚染物質の摂取量を可能な限り低くするために重要なことである。

2. 地下水のバックグラウンド濃度と品質: アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、コバルト、銅、水銀、鉛、モリブデン、ニッケル、亜鉛

Background concentrations and quality criteria for groundwater: data for antimony, arsenic, barium, cadmium, cobalt, copper, mercury, lead, molybdenum, nickel and zinc
28-11-2017

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2017/november/Background_concentrations_and_quality_criteria_for_groundwater_data_for_antimony_arsenic_barium_cadmium_cobalt_copper_mercury_lead_molybdenum_nickel_and_zinc

(本文オランダ語)

3. EU ナノ物質観測の批判的検討

A critical look at the European Union Observatory for Nanomaterials

30 November 2017

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Common_and_Present/Newsmessages/2017/A_critical_look_at_the_European_Union_Observatory_for_Nanomaterials

欧州委員会はナノ物質に関して強制的登録制度を導入しないことを決定した。その代わりとして、2017年6月14日、欧州化学品庁（ECHA）がEUナノ物質観測（EUON）を立ち上げた。登録が義務ではないためEUONには詳細情報が限られている。そのためナノ物質の安全性に関して不確実性を減らすためのEUONの寄与は限定的であるとRIVMは考える。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail）

<http://www.anses.fr/>

1. BfR/NIFDS/ANSES/DTU-Food が企画する合同国際シンポジウム

Joint International Symposium BfR/NIFDS/ANSES/DTU-Food

Organised by : BfR/NIFDS/Anses/DTU-Food

Updated on 04/10/2017

<https://www.anses.fr/en/content/joint-international-symposium-bfrnifdsansesdtu-food>

場所：ドイツ、ベルリン

議題：食品と栄養

開催日：2017年11月30日～12月1日

合同国際シンポジウム「リスク評価に関する過去、現在、未来におけるグローバルな取り組み—消費者健康保護の強化」

2017年11月30日から12月1日まで、韓国食品医薬品安全評価院（NIFDS）、フランス ANSES、デンマーク工科大学国立食品研究所（DTU Food）、ドイツ BfR が主催する合

同国際シンポジウムが BfR の施設で開催される。

これまで以上に相互に接続された状態の世界では、国際協力の重要性は増している。BfR が 15 周年を迎えることから、このシンポジウムでは、リスク評価のこの 15 年間に共に振り返る意向である。さらに、微生物製剤、化学物質、方法論、協調など、国や国際レベルの消費者健康保護に関する現在の活動や今後の問題について議論する予定である。リスク評価の現在の話題に関するポスターセッションやポスター賞の機会もこの会議で積極的に提供される。

2. ANSES 2016 年次報告書: Roger Genet 長官の言葉

ANSES Annual reports: Roger Genet Director General

<https://www.anses.fr/en/content/anses-annual-reports>

2015 年に農薬、肥料、育成培地の市販認可の発行、フィトファーマコビジランスの構築という新しい任務を委任されたのち、2016 年もさらに ANSES の任務は追加され、その責任の広がりを再確認する重大な年となった。

2014 年 1 月 1 日に、以前は国立公衆衛生調査研究所 (InVS) が運営していた中毒管理およびモニタリングセンター (CAP-TV) の調整に基づいて、国家トキシコビジランス計画が移行された。これに続き、7 月 1 日には、2015 年 12 月の「DADDUE」法に規定された、殺生物性製品の市販認可の責任が ANSES に移行され、2014 年 10 月に制定された農業の未来に関する法律の規定に従って、健康調査の分野における ANSES のリファレンスラボの任務が強化された。

さらに、タバコ由来製品と電子タバコ製品については、法律が改正されたことで、当該製品に関連する申告管理および新たな管理業務の実行の責任が追加された。

すなわち、2016 年には、ANSES は絶えず活動の対象を広げなくてはならない 3 つの主要な分野を抱えている。対象には、ヒトの健康、日常環境や食事で暴露されるリスク、動物の健康と福祉、および植物の健康といった、私達の環境に不可欠な全ての要素が含まれている。ANSES は国連の「ワンヘルス」戦略に共感し、健康リスクのグローバル化に対する答えとして、健康への総合的なアプローチを促進している。グローバル化した世界では、健康へのリスクとそれに関連する問題は絶えず増加している。世論はこれらのリスクを過小評価してしまうこともあるが、ある危機は素早く次の危機に取って代わられる。ANSES は、「調査、評価、保護」をモットーとして、リスクを予防するために警戒と予測をしなくてはならない。

◇参照先

ANSES 2016 年次報告書

<https://www.anses.fr/fr/system/files/RA2016EN.pdf>

ANSES 2016 年次報告書：農薬、肥料、成長媒体、補助剤、殺生物性製品

https://www.anses.fr/fr/system/files/RA2016_PhytoBiocidesEN.pdf

ANSES 2016 年次報告書：他の製品分野

<https://www.anses.fr/en/content/anses-2016-annual-reports>

ANSES 以前の年次報告書

<https://www.anses.fr/en/content/annual-reports>

3. スピルリナを含むフードサプリメント：信頼できる供給元を選ぶことの重要性

Food supplements containing spirulina: the importance of choosing trustworthy supply channels

30/11/2017

<https://www.anses.fr/en/content/food-supplements-containing-spirulina-importance-choosing-trustworthy-supply-channels>

全国ニュートリビジランス計画のもと、スピルリナを含むフードサプリメントの摂取に関連する可能性の高い有害影響についての報告が ANSES の目にとまった。これらの報告から ANSES はこの種のフードサプリメントの摂取に関連するリスクについて評価した。本日発表した意見で、ANSES はスピルリナを含む製品にはシアノトキシン、細菌、あるいは微量金属元素が含まれる可能性があることを強調した。この文脈で、ANSES は消費者に信頼できる供給元を選ぶべきであると助言する。汚染リスク以外には、スピルリナは低用量では健康リスクになりそうには見えない。しかしながら、スピルリナの特徴と報告された有害影響から、ANSES はこれらのフードサプリメントをフェニルケトン尿症やアレルギー体質の人は摂取しないように助言する。最後に、ANSES はスピルリナが完全菜食主義者にとってビタミン B12 の信頼できる摂取源になるとは考えない。

スピルリナ（一般的に粉末で販売されているシアノバクテリア）はいくつかの国で長く伝統的食品として摂取されてきた。フランスでは普通の食品として単独または成分として、あるいはフードサプリメントとして健康に有用と宣伝されて販売されている。スピルリナを含むフードサプリメントの摂取の後で有害影響が生じたといういくつかの報告が ANSES ニュートリビジランス計画あるいは学術雑誌に報告され、目にとまった。これらの事例で摂取されている用量は正確にはわからず、報告されている影響は相当多様である：消化器系、アレルギー、筋あるいは肝障害。

入手可能な研究によると、スピルリナは低用量では（成人で最大 1 日数グラム）健康リスクとはならないように見える。しかしながら入手可能な疫学研究は対象者があまりにも少なく個人の過敏症のような影響は検出できない。

スピルリナを含む製品はシアノトキシン（特にミクロシスチン）、細菌、金属（鉛、水銀、ヒ素）に汚染される可能性がある。

ANSES の消費者助言

スピルリナがシアノトキシン、細菌、微量金属に汚染されるリスクを鑑み、ANSES はスピルリナを含むフードサプリメントの消費者は、公的機関に管理されている信頼できる供給元を選ぶべきであると助言する（フランスの規制に従う、トレーサビリティ、製造業者の同定など）。さらにスピルリナの特徴と報告された有害影響から、ANSES はこれらのフ

ードサプリメントをフェニルケトン尿症（アミノ酸のフェニルアラニンを蓄積する希な遺伝的疾患）やアレルギー体質の人は摂取しないように助言する。最後に、ANSES はスピルリナが完全菜食主義者（動物由来製品摂取を避けている集団）にとってビタミン B12 の信頼できる摂取源にはならないことを強調する。含まれるのは主に不活性な類似体の形態だからである。さらにスピルリナを 1 日 5 g 摂取すると（ある種のフードサプリメントに薦められている最大量）、7~8.5 mg のβカロテンを摂取することになる。フードサプリメント由来のβカロテンの最大一日摂取量は 7 mg であり、それがさらに摂取量に加わることになる。

その他の助言

スピルリナがシアノトキシン（特にマイクロシスチン）、細菌、微量金属に汚染されるリスクを考えると、ANSES はスピルリナの生産に用いる水の質とそれぞれの生産段階の生産者の管理の重要性を強調する。

ANSES は、他の食事からの摂取と WHO が慢性暴露について設定している TDI 0.04 µg/kg/d も考慮して、スピルリナを含むフードサプリメント中のマイクロシスチンの基準を決めるための専門家による評価が必要であると考え。さらにこの TDI を考えると、Klamath 藻を含む食品サプリメントのマイクロシスチン基準 1 µg/g を再評価することが必要だと考える。ANSES は医療専門家に対して、ANSES ニュートリビジランス計画に、フードサプリメントの摂取に関連する可能性のある全ての有害事象を報告することの重要性を再確認し、こうした影響を監視する共同国際プロジェクトを設立することの価値を強調する。

*意見

ANSES OPINION on the risks of food supplements containing spirulina (soon in English)

<https://www.anses.fr/en/system/files/NUT2014SA0096.pdf>

（現時点ではフランス語版、英語版は近々公開予定）

学術名 *Spirulina major*、*Spirulina maxima*、*Spirulina platensis*、全て属は *Pseudanabaenaceae*

マイクロシスチン以外にアナトキシン（ジヒドロホモアナトキシン）などが検出されている文献がある。2017 年 2 月までに ANSES がニュートリビジランスで受けとったスピルリナとの関連が疑われる報告は 49 件であり、十分な情報がある 10 例について解析した。

●米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. クラトム(kratom)で生じる致命的なリスクに関する FDA 助言に関する FDA 長官 Scott Gottlieb 医学博士の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D. on FDA advisory about deadly risks associated with kratom

November 14, 2017

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm584970.htm>

◇要約

FDA は、クラトム(kratom)の使用に関連したリスクへの高まる懸念に対し、公衆衛生の面から助言を發した。

◇声明内容

FDA は、国境を越えてその数を増やしながら入ってくる有害な未承認の製品に関して懸念している。FDA には公衆衛生を守る義務があり、深刻な病状を治療したり平癒させたりする方策として売られる未承認の製品によって人々が被害を受けていることを確認した場合、措置を講じることになる。

過去数年にわたって、kratom として知られる植物由来物質は、その普及度と安全性リスクの可能性が高まっていることから、重大な懸念を引き起こしてきた。本日、FDA は kratom の使用で生じるリスクに関連して FDA で高まりつつある懸念について、公衆衛生の面から助言を發表した。

Kratom はタイ、マレーシア、インドネシアおよびパプアニューギニアに自生する植物である。様々な癒しの効果を持つ「安全な」治療法として売り込む業者もいて、米国で人気となった。支持者は、それが植物ベースの製品のため、ほとんど安全な物質であると主張する。FDA は、有資格の医療従事者の適切な診断と管理を要する深刻な疾患である、痛み、不安および抑鬱のような症状を治療するために kratom を使用している人がいることを認識している。我々はまた、この物質がこれらの目的のために積極的に市販されおよび流通していることも承知している。重要な点だが、kratom には、オピオイドのような麻酔薬と似た効果があること、そして同様に乱用、中毒および場合によっては死に至るリスクがあることが根拠で示されている。そのため、kratom がしばしば麻薬による陶酔感を求める人によって、娯楽のために服用されていることは驚くべきことではない。オピオイドの蔓延が危機的な状況に達している時期に、オピオイドの代用品または補助的なものとして kratom を使用する事例の増加は極めて懸念する事態である。

患者がオピオイドの離脱症状を治療するために kratom を使用してよいと思うことは、FDA にとって非常に悩ましいことである。FDA は、オピオイド使用障害の治療を手助けするために、薬物療法の開発の進展とその普及に注力している。しかし、こうした取り組みを行う重要な意味は、一つには、患者が安全かつ効果的と証明された治療を確実に受けるようにすることである。オピオイド使用障害に対して kratom が有効であることを裏付ける信頼できる根拠は何一つ無い。オピオイド中毒患者は使用上の信頼できる説明なしに kratom を使っており、さらに重要なことは、製品の危険性、副作用の可能性または他の医薬品との相互作用に関して有資格の医療従事者に相談せずに使用しているということである。

Kratom で生じた有害事例は増加しており、それに関する明確なデータが得られている。Kratom に関する米国中毒管理センターへの問い合わせは毎年数百件あり、2010 年から 2015 年に 10 倍に増えた。FDA は、kratom を含む製品の使用に関連して 36 件の死亡事例の報告があることを承知している。ヒドロコドンのような他のオピオイドが混入している kratom 製品の報告があった。Kratom の使用により、発作、肝臓障害および離脱症状のような重篤な副作用も生じ得る。

これらすべてを考慮し、我々は娯楽、痛みまたはその他の理由で kratom を使用することがオピオイド蔓延の拡大になってしまわないかどうか、我々自身に問わなければならない。あるいは、もし支持者が正しくて kratom がオピオイド中毒治療の手助けのために使用できるならば、患者はこれらのベネフィットを示す明確で信頼できる根拠を当然知るべきである。

様々な障害に対する有力な治療策として kratom を使用することの可能性に大きな関心があるのは理解している。しかし FDA には社会的傾向ではなく科学に基づく義務があり、根拠を重視する。FDA には植物性医薬品を評価する進んだプロセスがあり、そこでは関係者が医療上の有用性を示そうとしており、人々の健康を改善するのに役立つ植物性製品開発の促進に尽力している。我々は植物性医薬品の適切な開発に関するガイダンスを発表した。FDA はまた、植物の医薬品申請を適切に進めることを専門とする FDA 医薬品評価研究センターの中に、医薬系審査チームを持っている。今まで、どの販売業者も kratom を成分とする医薬品の適切な開発に努めてこなかった。

FDA で実績のある医薬品レビュープロセスを使用することで、すべての利害関係者の間で切望されている議論が提示されると考えられる。その時まで、1つの事実を明確にしておきたい。現時点では、FDA が認可した kratom の治療的用途は無い、ということである。さらに、FDA は、その使用により重大な安全性の問題が生じることを示す根拠を持っている。Kratom が米国において治療的使用として合法的に市販が可能となる以前に、kratom のリスクやベネフィットは、米国議会が FDA に委ねた医薬品の規制プロセスの中で評価されなければならない。さらに、米国議会は kratom のような物質に関する決定の日程を組み込んだ具体的な一連のレビュー手順も作成した。Kratom がオピオイド処方薬の安全な代替物になり得るという一般の認識を考慮すると、これは特に意味がある。

FDA は未承認薬物として kratom を管轄し、かつ kratom を含むダイエタリーサプリメントに対して対策も行ってきた。公衆衛生に関する義務を果たすために、我々は kratom 製品に輸入警告が付される 2つの場合を確認し、米国への kratom の入荷を積極的に防ぐために活動している。国際郵便機関において、FDA は kratom の数百の運送物を留置した。我々は押収の権限を行使し、また kratom 製品が自発的に廃棄されるのを監督する権限を行使してきた。我々はまた、これらの輸入品によってもたらされるリスクに対処するために、連邦のパートナーと協力もしている。米国麻薬取締局(DEA)からの要請を受けて、FDA は kratom に見られる 2種類の化合物の包括的な科学的かつ医学的な評価を実施した。Kratom はすでに、起源国であるタイとマレーシアの 2 ヶ国を含め、オーストラリア、スウェーデ

ンおよびドイツなど、16 ヶ国で規制物質になっている。Kratom はまた、アラバマ、アーカンザス、インディアナ、テネシーおよびウィスコンシン州などのいくつかの州で禁止されており、他の数州では禁止に向けて法律を審理中である。

オピオイド危機からは悲劇的な教訓を得ている。中毒を引き起こす新製品の可能性には初期に注意を払わなければならないこと、および介入するためには強い、断固とした策をとらなければならないことである。オピオイドの蔓延を取り去り、新たな別の薬物が定着するのを防ぐという義務の一環として、FDA は、発生始めから、kratom のような中毒性のある薬物から人々を保護するために権限を行使しなければならない。

医師としてそして FDA 長官として、公衆衛生に脅威を与える違法な薬物が国民に及ぶことを防ぐため、自分の役割を果たすことに尽力する。我々は kratom の医学的使用の可能性にオープンであり続けるが、その使用は健全な科学に裏付けられ、乱用の可能性が適切に熟考されなければならない。Kratom の使用に関しては、DEA や FDA を巻き込んだ適切な評価プロセスが適用されなければならない。Kratom を医学的に使用できると信じている人に対しては、kratom のリスクやベネフィットをよりよく理解できるようにするための研究を実施し、その結果、よく研究され有益な可能性のある製品を検討するようお勧めする。それと同時に FDA は、根拠の重視に基づき、公衆衛生を守るためにこれらの製品に関する対策を取り続ける。

米国保健福祉省内にある FDA は、ヒトおよび動物の医薬品、ヒト用ワクチンおよびその他の生物製剤ならびに医療機器の安全性、有効性および確実性を保証することで公衆衛生を守る。FDA はまた、米国の食品供給、化粧品、ダイエタリーサプリメント、電子放射線を発する製品の安全性と確実性、およびタバコ製品の規制に対し責任を負っている。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 2/ 2016（2016. 01. 20）

【FDA】. 連邦保安官局が kratom を含むダイエタリーサプリメントを押収
<http://www.nihs.gov/hse/food-info/foodinfonews/2016/foodinfo201602c.pdf>

2. グリホサートに関する Q&A

Questions and Answers on Glyphosate

Last Updated: 11/06/2017

<https://www.fda.gov/Food/FoodborneIllnessContaminants/Pesticides/ucm583713.htm>

グリホサートは特定の雑草や草を枯らすことができる除草剤で、広範に使用されている。グリホサートは、植物の生長のために不可欠な酵素を遮断することで効果を表す。グリホサート含有製品は、主に農業で使われているが、森林管理にも、芝生や庭の手入れにも使われる。

グリホサートや一般的な農薬を規制する FDA の役割は何か？

微量の農薬や残留農薬（pesticide chemical residues）は、収穫後に穀物の中や表面上に残存する可能性がある。FDA の役割は、国産および輸入食品の中や表面上の残留農薬が米国環境保護庁（EPA）によって設定された基準を超えていないことを保証することである。

一般的な農薬や特にグリホサートを規制する上で EPA の役割は何か？

EPA は、農薬が表示に指示された使用方法に従って使用された場合において、ヒトの健康や環境にとって安全であることを保証するために評価を行う。EPA は食品に許容される農薬化学物質残留量であるトレランスを設定、改正、保留または取消する規則を発する責任を負う。トレランスは有害でないという合理的な確実性が示される量に設定されている。詳しくはグリホサートに関する EPA の規則*1 で閲覧できる。

*1: <https://www.epa.gov/ingredients-used-pesticide-products/glyphosate>

EPA はグリホサートを安全に使用するためのトレランスを設定してあるのか？

EPA は、トウモロコシ、大豆、油糧種子、穀物および果物や野菜を含むさまざまな作物について、0.1 から 310 ppm の範囲でグリホサートのトレランスを設定した。

グリホサートへの暴露に関して安全上の懸念はあるか？

EPA は、グリホサートのような農薬の安全性評価を実施している。EPA によれば、グリホサートはヒトへの毒性が低い。ペットでは、散布されたばかりの植物に触れたりまたはそれを食べたりすると、消化や腸管に異常を起こしかねないというリスクがある。グリホサートは現在 EPA にて通常の登録審査を受けているが、EPA は 2015 年にグリホサートはヒトに対する発がん性はあるとそうにないと表明している。

WHO に属する国際がん研究機関 (IARC) が、グリホサートは発がん性物質の可能性があると結論付けているが、一方、EFSA、FAO/WHO 合同残留農薬専門会議 (JMPR)、WHO のもう 1 つの部門を含めた他の組織は、グリホサートは発がん性物質でありそうにないと結論を出している。

FDA は食品の中や表面上の残留グリホサートを監視するために何をしているのか？

近年 FDA は、残留グリホサートの検査のための最新の選択的分析法を開発し、さらに 2016 年から 2017 年にかけて、大豆、トウモロコシ、牛乳および卵における残留グリホサートを調べるための予備検査を開始した。FDA は、2017 年度において、これら 4 種の農産物の予備検査を完了し、2018 年度にはその他の食品にも検査を拡大した。

なぜ FDA はグリホサートを特異的に検査する方法の開発に焦点をあてたのか？

FDA は常に、国産および輸入食品の中や表面上の残留農薬が EPA のトレランスを超えないことを保証する義務を果たすため、監視能力を高める方法を模索している。

なぜ FDA は今までグリホサートの検査を行わなかったのか？

限られたリソースを最も効率的かつ効果的に使用するために、多くの FDA 農薬検査手順では、1 回の分析で何百もの農薬を検出することができる残留農薬一斉分析法が採用されている。グリホサートの化学的特性のため、FDA の残留農薬一斉分析法はグリホサートには有効でなかった。その代わりに、FDA は、グリホサートやその分解産物を検出することに特化した特別な方法を開発したが、この開発とその有効性を確認するためかなりのリソースを投資した。

これまで結果はどのようなのか？

グリホサートの予備検査の結果によると、検査した 4 種すべての農産物 (大豆、トウモ

ロコシ、牛乳および卵) において、グリホサートの残留農薬違反は認められなかった。

FDA は今後の検査結果をどのように公表するつもりか？

FDA は、例えば残留農薬モニタリングプログラム*2 の年次報告のような今後公表される報告書において、グリホサート検査の結果を含めるつもりである。

*2: <https://www.fda.gov/Food/FoodborneIllnessContaminants/Pesticides/ucm2006797.htm>

3. 綿花の栽培地で米国食品安全近代化法について話し合い、妥協点を模索する

November 27, 2017

<https://blogs.fda.gov/fdavoices/index.php/2017/11/talking-fsma-in-the-land-of-cotton-and-looking-for-middle-ground/>

(FDA の食品獣医局副長官 Stephen Ostroff 医学博士による)

綿花農家や綿織り工場が食品を生産していることはあまり知られていない。繊維を取り除いて残る綿実（綿の種子）や植物体の一部は動物飼料に用いられている。さらに綿実からは綿実油が取れ、綿実かすはやはり飼料になる。

食糧とのこうした関連性のため、綿花業界は、FSMA* (Food Safety Modernization Act: 米国食品安全近代化法) で新しい要件が規定されることで、影響があるのではないかと懸念している。こうした懸念を良く理解するために、アラバマ州の北部にある綿花農場、綿織り事業者、および綿繊維保管施設に足を運んだ。

FDA は、綿花工場から出る原料や種子を飼料に用いることを規制している。長年、綿織り業は、連邦食品・医薬品・化粧品法の一般食品の不良化 (adulteration) 条項で管轄されてきた。これからは、特定の事業（特に製造施設）は FSMA が定める予防的管理要件の対象となる。ほとんどの綿織りは農家で行われており新しい要件の対象とはならないが、農家の手を離れて行われる綿織り事業は予防的管理要件の対象となり、危害分析や危害を最小限に管理することを実行することが求められる。

綿織り業務に違いは無いのになぜ非農家事業者にだけ FSMA 要件が課せられるのであろうか？ 我々はこのような矛盾の解決策を共に模索するために活動しており、米国全土や海外の食品施設や農家を訪ね、どうしたら上手く行くのか、どのような問題に取り組むべきかを思索している。

我々はまず、Cherokee の Isbell 農場へ赴き、農家での綿織り業務を視察した。次に Tusculum の綿生産者組合の綿織り工場を訪ね、綿織りと種の保管状況を視察した。ここでは綿花は密閉されたパイプに入れられて処理され、種も保管場所まで密閉パイプを通過して保管場所まで運ばれていた。最後に、我々は Leighton の綿生産者組合の保管施設を訪ね、梱包された綿繊維の受領と発送についての情報を取得した。綿織り作業は非常に洗練されており、先端技術で操業されていた。

この視察で、最も良く前に進む方法、FDA の中心任務である公衆衛生の保護を低下させない方法について生きた議論ができた。最終目標に到達するにはいくつもの選択肢があり、

例えば2016年8月の、綿繰り事業者の法令遵守期限の延期もそうである。綿繰り事業者は、今後動物飼料に関する予防的管理規則を遵守しなければならなくなるが、この延期によりこの最終目標に到達するために必要な次のステップを熟考することができる。

このような話し合いを続け、業界にとって良く機能し、一方で公衆衛生を保護できる解決策を追及していきたいと思っているし、必ずできると確信している。

* <https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/default.htm>

4. FDA はビオチンが検査に干渉する可能性を警告：FDA 安全性警告

The FDA Warns that Biotin May Interfere with Lab Tests: FDA Safety Communication
November 28, 2017

<https://www.fda.gov/medicaldevices/safety/alertsandnotices/ucm586505.htm>

対象者: ビオチン、ビタミン B7、サプリメントを使っているあるいは使おうとしている人、医師や医療従事者、検査室の職員、試験開発者

製品: 多くの検査法でビオチンを使用している。またビオチンは各種ビタミン剤やサプリメントに含まれる。水溶性。

目的: ビオチンはある種の検査に干渉し不正確な結果を出す可能性がある。ダイエタリーサプリメントでビオチンを高濃度摂っている患者の血液に含まれるビオチンは臨床上意味のある不正確な検査結果の原因となる。FDA はビオチンの検査への干渉に関連する有害事象報告が増加していることに気づいており、1人死亡している。ビオチンサプリメントを使用していた患者が、トロポニン検査で間違った低い値がでて心臓発作の診断の間違いにつながりその後死亡した。多くのダイエタリーサプリメントが、推奨される1日の摂取量の最高650倍の高用量のビオチンを含む。

5. 警告文書

- Mannatech Incorporated 11/14/17

November 14, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm585515.htm>

未承認の医薬品、ダイエタリーサプリメントのCGMP違反、製造、包装、表示及び衛生管理、不純品、不正表示の問題。

- Vita Pure Inc 11/8/17

November 8, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm585616.htm>

ダイエタリーサプリメントのCGMP違反、製造、包装、表示及び衛生管理、不純品の問題。

- Butts Dairy Farm 11/1/17

November 1, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm585552.htm>

動物組織に違法医薬品の残留、不純品。

- Dixon Fisheries Inc 10/24/17

October 24, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm585561.htm>

水産食品 HACCP 規則違反、不純品、衛生管理の問題

- Quick Foods Co. 9/13/17

September 13, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm585526.htm>

水産食品 HACCP 規則違反、不純品、衛生管理の問題

- Ihm Farms 10/27/17

October 27, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm583099.htm>

新動物医薬品、不純物の問題。セフチオフル塩酸塩の過剰投与。

- B & H Foods Inc 11/14/17

November 14, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm586088.htm>

食品の CGMP 違反、製造、包装及び衛生管理、不純品の問題。

6. 骨（あるいは骨のおやつ）はノー：あなたの犬に骨を与えてはいけない理由

No Bones (or Bone Treats) About It: Reasons Not to Give Your Dog Bones

Updated: November 21, 2017

<https://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm208365.htm>

犬の飼い主の多くは鶏やシチメンチョウの骨を犬に与えてはいけないと知っている。これらの骨は砕けやすい。でも FDA は、リスクはそれだけではない、ペットショップで販売されている「骨のおやつ」についても特にそうだ、という。

骨のおやつって？

FDA は「骨のおやつ」に関連する約 68 のペットの傷害についての報告を受け取った。「骨のおやつ」は調理されていない肉屋の骨とは違って加工され包装されてイヌ用に販売されている。多様なものが市販されていて、報告にあったのは“Ham Bones”、“Pork Femur Bones”、“Rib Bones”および“Smokey Knuckle Bones”などである。これらは焼いたり燻製されたりして乾燥させてあったり保存料や香料や燻製香料などの成分が含まれていたりする。

だからあなたがこのホリデーシーズンに犬に骨のおやつをあげようと考えているなら、考え直した方が良い。CVM の Carmela Stamper 獣医師は「犬に骨のおやつをあげると予期せぬ動物病院への旅、緊急手術、あるいは死亡になるかもしれない」という。

(以下略)

ペットフードの苦情報告システムへのリンクを掲載。

●米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. あなたの残り物のシチメンチョウをどうする？農業主任科学者の G20 会合は幾分かの知見を持っているかもしれない

What to Do with Your Leftover Turkey? The G20 Meeting of the Agricultural Chief Scientists May Have Some Insight

Genevieve Croft, International Affairs Fellow, Office of the Chief Scientist in Research and Science

Nov 28, 2017

<https://www.usda.gov/media/blog/2017/11/28/what-do-your-leftover-turkey-g20-meeting-agricultural-chief-scientists-may>

感謝祭のシチメンチョウの残りはどうすべきだろう？冷凍する、譲る、堆肥にする？これは質問が正しくないかもしれない。小さい鳥を買うべきだった？もしあなたがシチメンチョウの国にいたらどうした？あるいは日本にいたら？

このような日々の疑問が国際機関で検討されているなんて思ったこともないかもしれないが、検討している。食品ロスと廃棄 (FLW) は大きな世界的問題で食糧安全保障、資源の効率利用、環境などに影響がある。USDA の ERS は米国では小売りと消費者レベルで人の摂取に適した食品の 31%が食べられずに終わっていると推定している。米国独自の対策はあるが、他国との協力や他国に教え学ぶことにも利点はある。

最近のドイツでの G20 農業主任科学者会議でのテーマの一つが FLW だった。米国代表として USDA の Chavonda Jacobs-Young 博士が参加した。

●米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. フロリダのサプリメント業者が虚偽の宣伝で FTC と和解

Florida-based Supplement Sellers Settle FTC False Advertising Charges

November 20, 2017

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2017/11/florida-based-supplement-seller-settle-ftc-false-advertising>

ー将来同様の虚偽の宣伝をしないと合意ー

会社は NextGen Nutritionals, Strictly Health, および Cyber Business Technology で、オーナーは Anna McLean 及び Robert McLean。製品は 1) BioMazing HCG Full-Potency Weight-Loss Drops、2) Hoodoba、3) Fucoidan Force、4) Immune Strong 及び 5) VasuVite の 5 つのダイエタリーサプリメント。

虚偽宣伝の内容は体脂肪を燃やす、食欲を抑制する、ワカメと霊芝成分が HIV/AIDS の拡散を止める、コレステロールや高血圧に効く、免疫系をスーパーチャージなど。さらにウェブサイトには「認証倫理的サイト」といった第三者認証を偽装したシールを提示していた。

消費者向けブログ

ダイエタリーサプリメントの広告は信用できる？

Can you trust that ad for a dietary supplement?

November 20, 2017

by Cristina Miranda

Division of Consumer and Business Education, FTC

<https://www.consumer.ftc.gov/blog/2017/11/can-you-trust-ad-dietary-supplement>

最近、私は左膝を痛めた。人生のどこかの時点で私達はこんな痛みを経験する。そしてダイエタリーサプリメントを使ってみようとするかもしれない。

ダイエタリーサプリメントの一部には効果が証明されているものもあるものの、そうではないものもある。オンラインでサプリメントが病気を治せる、加齢を止められる、早く減量できると宣伝していたら、疑った方が良い。

最近 FTC が NextGen Nutritionals に対応した。この会社は自社のサプリメントが劇的な体重減少、がんや高血圧を治す、HIV/AIDS を予防し治療すると宣伝していたが根拠はなかった。もしあなたがダイエタリーサプリメントを売っているところに行ったら、魔法のような効果や多くの病気を治すと宣伝しているものは疑うように。サプリメントを使う前に医師に相談するように。

以下参考資料と通報フォームへのリンク先を記載。

2. サプリメント販売業者が FTC、メイン州と虚偽の広告について和解

Supplement Sellers Settle FTC, State of Maine False Advertising Charges

November 30, 2017

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2017/11/supplement-sellers-settle-ftc-state-maine-false-advertising>

BioTherapex と NeuroPlus が関節炎や記憶喪失を含む病気を治療できると宣伝していた。他に、詐欺的手法で継続購入契約させる、「痩せる」といった虚偽の宣伝など。

消費者向けブログ

一部のダイエタリーサプリメントの宣伝は信じ難い

Some dietary supplement claims are hard to swallow

November 30, 2017

by Colleen Tressler

Consumer Education Specialist, FTC

<https://www.consumer.ftc.gov/blog/2017/11/some-dietary-supplement-claims-are-hard-to-swallow>

事業者向けブログ

広告業者は根拠のない病気治療宣伝には不安になるべき

Advertisers should be uneasy about unproven disease claims

By: Lesley Fair | Nov 30, 2017

<https://www.ftc.gov/news-events/blogs/business-blog/2017/11/advertisers-should-be-uneasy-about-unproven-disease-claims>

- ・ 企業は重大な病気に対する宣伝の根拠となる科学については深刻になるべき。
- ・ 誰かの保証を使うときには、それが事実であることを確認するように。
- ・ 「リスクフリー」などと宣伝する場合には法的リスクを減らすように。
- ・ あなたの販売は正直であるべき。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 年次報告書 2016-2017

Annual Report 2016-2017

<http://www.foodstandards.gov.au/publications/annualreport201617/Pages/default.aspx>

2016年に25周年を迎えイベントを開催した。2017年はTHC（デルタ 9-テトラヒドロカンナビノール）含量の少ない麻（hemp）由来食品の認可についてレビューした。この申請はもともと2001年に遡る。また2009年の食品表示レビューに関連する仕事を完了した。2016年7月1日～2017年6月30日に実施した食品リコールは61件で、その大部分はアレルギーの非表示で、次いで微生物汚染、異物混入、バイオトキシンなどであった。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. TGA のプレゼンテーション：補完医薬品規制年次会合

TGA presentation: Complementary Medicines Regulatory (CMA) Annual Conference, 26 October 2017

<http://www.tga.gov.au/tga-presentation-complementary-medicines-regulatory-cma-annual-conference-26-october-2017>

<http://www.tga.gov.au/sites/default/files/presentation-update-on-reforms-to-the-regulatory-framework-for-complementary-medicines.pdf>

補完医薬品規制枠組み見直しについて更新。

2. 安全性警告：Semenax カプセル

Semenax capsules

23 November 2017

<http://www.tga.gov.au/alert/semenax-capsules>

TGA 検査により Semenax カプセルに表示されない成分ヨヒンビンを検出。製品写真を掲載。濃度の記載なし。

● オーストラリア・ニューサウスウェールズ州食品局 (The NSW Food Authority)

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/>

1. リコール情報

Vodka Cruiser Sunny Orange Passionfruit

17-November-2017

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/news/recallsandadvisories/product-recall-vodka-cruiser-orange-passionfruit>

Asahi Premium Beverages Pty 社はラベル表示違反（表示されない成分タートラジン合成着色料）のため、全国的に Vodka Cruiser Sunny Orange Passionfruit を回収措置。製品写真を掲載。

● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. 貝のマリンバイオトキシン警告ープレンティール湾

Shellfish biotoxin alert - Bay of Plenty

17 Nov 2017

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/shellfish-biotoxin-alert-bay-of-plenty-2/>

MPI はプレンティール湾域で貝を捕獲、捕食しないよう警告。現在 Waihi 海岸南東域の北端から Opape が警告対象となっている。定期検査で麻痺性貝毒の濃度が安全基準 0.8 mg/kg を超過していた。

* 警告対象海域

<http://www.mpi.govt.nz/travel-and-recreation/fishing/shellfish-biotoxin-alerts/>

2. 食品としての麻の実

Hemp seeds as food

Last reviewed: 17 Nov 2017

<http://www.mpi.govt.nz/growing-and-harvesting/plant-products/hemp-seeds-as-food/>

麻の実 (hemp seed) を食品として販売許可するための法律改正が審議中であるのをご存じだろうか。この改正を取り扱っているのは誰か、どのように意見を提出できるかについて知ろう。

2018年6月以後ニュージーランドの法改正が見込まれる

麻の実を食品として販売許可する Australia New Zealand Food Standards Code の改正が 2017 年 11 月 12 日に発効した。だが、ニュージーランドにおいてはまず国内法を整える必要があるため、2018 年後半まで合法化されないだろう。

食品として合法化される麻の実

2017 年 4 月 28 日、トランス・タスマンの閣僚は、Australia New Zealand Food Standards Code の改正を承認した。この改正によりヒト用食品として麻の実を使用することが許可されるだろう。しかし、政府はその前に法律をいくつか改正しなければならない。以下の法律に基づく規則の改正が必要となる：

- ・ 食品法 2014
- ・ 薬物乱用法 1975
- ・ 医薬品法 1981

これは麻が薬物・医薬品に係る法規に関連があるためである。麻の実（および麻の実から作られる食品）の製造、販売および購入を許可するためのニュージーランドの規則改正手続きは、2018 年後半まで完了しないだろう。

法律改正の一環として、次の事項を決める必要があるだろう：

- ・ 使用許可

- ・ 検査
- ・ 執行管理体制

なお、麻実油（THC*1 および CBD*2 を実質的に含まないもの）の販売許可は、法改正期間中も現行通りである。

*1: tetrahydrocannabinol: テトラヒドロカンナビノール

*2: cannabidiol: カンナビジオール

政府のメディア発表「麻の実の食品としての合法化について」を次のサイトで閲覧できる。

<https://www.beehive.govt.nz/release/hemp-seeds-be-legalised-food>

意見を述べる

パブリックコメントの募集が実施される予定である。ウェブサイトにも最新情報が載せられる。登録すれば、e-mail で情報を得ることもできる。

改正を取り扱っているのはどこか？

MPI が、保健省およびニュージーランド税関などの機関とともに活動している。

より詳しく知る

- ・ 工業用麻の増加—保健省のウェブサイト
<http://www.health.govt.nz/our-work/regulation-health-and-disability-system/medicines-control/hemp-industrial-hemp>
- ・ 麻の実を食品として認める申請—FSANS のウェブサイト
<http://www.foodstandards.govt.nz/consumer/generalissues/hemp/Pages/default.aspx>
- ・ 麻の実の輸入現況—ニュージーランド税関のウェブサイト
<https://us11.campaign-archive.com/?u=5bcebe8ff41247a98e67420c5&id=fd6c709584#Article-3>

- 韓国食品医薬品安全処（MFDS : Ministry of Food and Drug Safety）

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2017.11.3～2017.11.9

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=39456>

基準値 100 Bq/kg を超過した例は無い。

- 2017.11.10～2017.11.16

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=39532>

基準値 100 Bq/kg を超過した例は無い。

- 2017.11.17～2017.11.23

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=39615>

基準値 100 Bq/kg を超過した例は無い。

2. 卵の検査（フィプロニル関連）

- 市販流通卵の検査項目の拡大適用に伴う回収・検査結果等(2次)

2017-11-14 農畜水産物安全課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=39478>

卵の安全管理のため、10月10日から殺虫剤の検査項目を拡大した。

今回、80件の検査結果を公表した。4農家（忠清南道3カ所、全羅北道1カ所）の卵でフィプロニル代謝産物（フィプロニルスルホン）が基準を超過して検出(0.03～0.26 mg/kg)され、当該農場の卵は回収・廃棄措置となった。

※卵のフィプロニル（フィプロニルスルホン含む）残留許容基準：0.02 mg/kg

※11月8日に449件については検査結果を公表済み。今回はその時検査が完了していなかった80件について公表。

また、採卵鶏農家の抜き打ち検査で、京畿道安城市の採卵鶏農場が保管していた卵でフィプロニルスルホンが基準値を超過(0.03mg/kg)して検出され、該当卵を全量廃棄した。該当の農家の採卵鶏は、ヒヨコで購入してから11月8日に初めて卵を生産したものであり、市中に流通した卵は無い。

政府は採卵鶏が過去にフィプロニルに暴露された結果、フィプロニルの代謝産物が卵に移行されたと推定しており、現在原因を調査中である。

農家の管理のため、殺虫剤に関連した農家の指導・広報および抜き打ち検査を今後も継続して行く。

- 採卵鶏農家の卵検査の結果、不適合な卵の回収・廃棄

2017-11-22 農畜水産物安全課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=39511>

10月から卵における殺虫剤の検査項目を27種類から33種類に増やし、採卵鶏農家の検査を実施中である。

4農家(忠清南道2カ所、慶尚北道2カ所)で生産された卵において、殺虫剤は検出されなかったが、フィプロニルの代謝産物(フィプロニルスルホン)が検出(0.03～0.11mg/kg)され、不適合判定となった。この4農家で保管及び流通中である卵は自治体と合同で全量回収・廃棄措置して追跡調査などを通じて流通を遮断している。また、該当の農家に対しては出荷を中止して3回連続の検査など強化された規制検査を適用することはもちろん、疫学調査を通じて検出原因の把握に努め、農薬違法使用が確認された農家*は制裁措置とする。

*11月20日現在、告発措置の農家は9件、過料処分の農家は14件となっている

政府は産卵鶏農家に対する管理を強化するために不定期検査を優先順位*を決めて以前不適合であった農家から実施しており、これを通じて危害要因を管理して行く計画である。

*①以前不適合農家、②点検時異常農家、③その他の農家の順で検査

同時に、農家の管理のため、拡大した検査項目 33 種およびその登録農薬商品名を自治体や生産者団体などに提供して、殺虫剤に関連した農家の指導・広報を今後も持続強化する計画である。

今回の検査結果を見ると、フィプロニルの違法使用は減ったが、過去に使ったフィプロニルがフィプロニルスルホンに転換されてニワトリが暴露されたと推定され、原因調査中である。専門家協議会(11月15日)では、多くの可能性があるが、一部の農家の畜舎環境にフィプロニルスルホンが長期間残留し、それにニワトリが持続的に暴露され、卵で検出された可能性が高いと推定された。これを受けて政府は生産者団体と協力し、採卵鶏農場の畜舎環境でフィプロニルスルホンが残留しないようにこれを除去する方案*を農家の検査と並行して推進することにした。

***(例)**ソーダと過酸化水素(H₂O₂)を活用して畜舎内のフィプロニルスルホンを除去する方式がオランダで模範的に採用されている

政府は殺虫剤使用の原因になるワクモの防除策を改善するため、家禽農家ダニ管理マニュアルを作成して配布し(11月)、ダニ防除のための共同防除モデル事業(18年)、新薬の登録・開発(18年)など、ワクモ防除方策も支障なく推進する計画である。

● 採卵鶏農家の卵検査の結果、不適合な卵の回収・廃棄

2017-11-24 農畜水産物安全課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=39619>

政府は10月から殺虫剤検査項目を拡大(27種類→33種類)して、採卵鶏農家の検査を持続的に実施し、汚染要因を規制している。

採卵鶏農家の検査中、京畿道抱川市および忠清南道天安市の農家で生産された卵において、殺虫剤は検出されなかったが、フィプロニルの代謝産物(フィプロニルスルホン)が検出(0.1~0.12mg/kg)され、不適合判定が下された。不適合農家で保管している卵および流通中の卵は、自治体と共同で全量回収・廃棄し、追跡調査などを通じて流通を遮断している。当該農家については、出荷を中止し3回連続の検査など強化された規制検査を適用する一方、農薬の違法使用が確認されれば制裁措置を講ずることになる。今回不適合であった農家においても、過去に使用したフィプロニルがフィプロニルスルホンに転換され、それにニワトリが暴露されたことが推定され、原因を調査中である。

3. 官民協力で、冬の水産物の先制的安全管理強化

2017-11-16 農畜水産物安全課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=39511>

抗生剤などの有害物質汚染とノロウイルス食中毒予防のため、地方自治体、水産物生産

団体とともに牡蠣、ヒラメなどの水産物の安全性検査と指導・点検を来る 11 月 20 日から 2018 年 1 月まで強化する。

※ 水産物生産団体：水産協同組合中央会および全国 91 の会員組合

安全性検査は生産・流通段階で最近 3 年間に不適合が発生した水産物を対象に、▲養殖魚類と海老類は抗生剤など動物用医薬品および禁止物質を調査、▲海水魚と海藻は重金属(鉛、カドミウム、水銀)を調査、▲貝類(牡蠣など)は有害微生物(ノロウイルス、大腸菌など)と重金属の汚染の有無を調査する。検査機関は、生産段階については自治体(水産関連部署)、流通段階については食薬処と自治体(食品衛生部署)である。指導・点検は、最近 3 年間不適合歴のある養殖場や集荷場などを対象に、抗生物質の誤用・濫用および休薬期間の遵守状況、禁止物質使用の有無などに重点を置いて行われる。

※禁止物質：マラカイトグリーン、クロラムフェニコール、ニトロフラン、クリスタルバイオレットなど

また流通販売業の事業所、保管倉庫などで水産物が衛生的に取り扱われ、保存・流通基準を満たしているかどうか点検する。一方、生産者(団体)については、水産協同組合を通じて生産・流通水産物に対する自主検査と指導・教育を別途実施する予定である。

食薬処は、今後生産者が出荷・流通全自主検査を拡大することができるように支援し、事前予防管理技術の開発・普及も行い、水産物の安全性と消費者の信頼を高めることができるように最善を尽くす。

4. 輸入が禁止された米国産「健康機能食品」製品の回収措置

2017-11-21 輸入流通安全課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=39567>

食品医薬品安全処は、輸入食品業者である韓国ソルガ(株)が輸入・販売したビタミン・ミネラル製品「ソルガネイチャーバイト(138.15G)」と「ソルガネイチャーバイト(46.05G)」に使われた原料が、製品表示の内容と異なっていたため、当該製品を販売中止および回収すると明らかにした。

当該製品は表示事項に「乾燥した豚の肝」を使用したと表示していたが、実際には米国で「乾燥した牛の肝(原産地:アルゼンチン)」を使って製造した事実が確認された。

※現在、米国で反芻動物を原料(すべての部位)として製造・加工した食品等は、輸入禁止対象になっている。

5. キムチを漬ける季節に備えて実施されたキムチ類などのメーカーの全国一斉交差点検の結果

2017-11-21 食品安全管理課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=39567>

食品医薬品安全処は、キムチ漬けシーズンを迎え、食品安全を守る地方自治体とともに、11 月 6 日から 10 日までキムチ類、唐辛子粉、塩辛類の製造事業所など計 1,826 ヲ所を点検

し、132カ所を摘発したことを明らかにした。

主要な違反内容は、▲衛生的取り扱い基準違反(32カ所)、▲原料・生産・販売関係書類違反(27ヶ所)、▲健康診断未実施(22カ所)、▲品質自主検査未実施(14カ所)、▲施設基準違反(6カ所)、▲製造品目未報告(6カ所)、▲流通期限経過製品の保管(5カ所)、▲その他表示基準違反(20カ所)などである。

今回点検で摘発された業者については、管轄地方自治体が3ヵ月以内に再点検を実施して改善の有無を確認する予定である。

6. 宅配飲食店の衛生レベルを私が直接確認する！

2017-11-22 統合食品情報サービス課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=39574>

ー食薬処、宅配アプリに飲食店の行政処分や衛生等級など、食品安全情報を提供ー

食品医薬品安全庁は、消費者が宅配アプリ（宅配飲食物アプリ）を通じて食べ物を注文する時、当該飲食店の衛生水準をあらかじめ確認して食べ物を選択することができるよう、行政処分の履歴、飲食店衛生等級などの食品安全情報を11月22日から提供することを明らかにした。

※宅配アプリ（宅配飲食物アプリ）：消費者と宅配飲食店を繋いで消費者が宅配飲食物をモバイルアプリを通じて注文するプラットフォームサービス

今回の宅配アプリとの情報連携は、4月に宅配アプリ3業者との食品安全情報共有のための業務協約締結以後、持続的な実務協議を通じて推進されてきた。食薬処は、今回の食品安全情報提供は、宅配アプリ業者と消費者の両方に有益であることが期待される説明した。

宅配アプリ業者は、宅配飲食物販売店の営業登録の有無、食品衛生法違反による処分履歴、飲食店衛生等級などをリアルタイムで確認して登録飲食店を管理することができるようになる。

消費者は、宅配飲食物の注文前に、当該飲食店の行政処分情報、飲食店衛生等級を含めた衛生情報などを確認して安心して食べ物を注文することができるようになる。

食薬庁は今回の宅配アプリを通じた食品安全情報連携で、食品安全に対する消費者の知る権利の強化と宅配飲食物販売店の衛生水準の向上を期待し、今後も消費者が安心して食品を選択することができる環境創成のために最善を尽くすと表明した。

7. 食品医薬品安全処、抗菌剤耐性の国際規格の策定を先導

2017-11-24 農畜水産物政策課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=39605>

ー第5回コーデックス抗菌剤耐性に関する特別部会開催ー

食品医薬品安全処は、食品に由来する抗菌剤耐性に関する国際規格を議論するため、第5回コーデックス抗菌剤耐性に関する特別部会（議長パク・ヨンホ ソウル大教授）を2017年11月27日から12月1日まで済州国際コンベンションセンターで開催すると発表した。

※コーデックス規格：FAO と WHO が共同で運営するコーデックス委員会(CAC;Codex Alimentarius Commission)により、食品の国際貿易促進と消費者の健康保護を目的に制定される国際食品規格

本会合は昨年我が国が当部会のホスト国になったことに伴い準備され、188 加盟国と WHO、FAO、OIE などの国際機関から合計 250 人余りが参加する予定である。本会合の主な議題は、▲抗菌剤耐性の最小化および拡散防止のための実施規範、▲抗菌剤耐性に関する統合監視ガイダンス、▲抗菌剤耐性に関する専門家セミナーなどである。特に、専門家セミナーでは、我が国が抗菌剤耐性管理のためにこれまで推進してきた政策・ノウハウと経験などを、加盟国らと共有する予定である。

食薬処は、今回のコーデックス抗菌剤耐性に関する特別部会を通じ、ホスト国として我が国の国際的地位を高めて抗菌剤耐性に関する国際規格策定に寄与することを明らかにした。

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)
<http://www.fssai.gov.in>

1. FSSAI 関連の報道ニュース：

「フレッシュ」と「ナチュラル」という誤解を生む食品宣伝文句を制限

FSSAI to curb misleading ads claiming food items as ‘fresh’, ‘natural’

<http://www.fssai.gov.in/home>

11月24日、政府が「フレッシュ」や「ナチュラル」などの誤解を生む食品の宣伝文句を制限するという報道を掲載している。

食品安全基準改定案で「フレッシュ」という言葉は洗う、皮を剥く、冷やす、取り除く、等性質を変えずに安全な摂取のために必要な処理以外のことをしたものには使えない。包装や貯蔵、添加物の使用をしたものは「フレッシュに包装」のような宣伝をしてはならない。「ナチュラル」は複合物には使えない。例えば「ナチュラル成分から作りました」は使えない。「リアル」「本物」も同様、など。

2. 食品安全基準への FAQ (健康サプリメント、ニュートラシューティカル、特定食事療法用食品、特定医療用食品、機能性食品、新規食品)

Frequently Asked Questions (FAQs) on the Food Safety and Standards (Health Supplements, Nutraceuticals, Food for Special Dietary Use, Food for Special Medical Purpose, Functional Food and Novel Food) Regulations, 2017 (Uploaded on: 27.11.2017)

http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:d94215b9-1dec-4fd4-b423-7d5eb5f01e5b/FAQs_Nutraceutical_27_11_2017.pdf

Q1: コンプライアンスの日時は?

2018年1月1日

Q2: 対象は

以下のカテゴリーの食品に適用される。

1. ヘルスサプリメント
2. ニュートラシューティカル
3. 特定食事療法用食品 (FSDU)
4. 特定医療用食品 (FSMP)
5. プロバイオティック成分を添加した食品
6. プレバイオティック成分を添加した食品
7. 安全な使用歴のある植物又は植物成分を含む特定食品
8. 新規食品

Q3: 何故、機能性食品 (Functional Food) というカテゴリーがこの規制では作られなかったのか?

「機能性食品」という用語は、基本的栄養以上の利益を提供し、ある種の疾患や健康状態のリスクを低減したり最小化したりするのに役割を果たす可能性がある食品を意味する。機能性と成分あるいは製品との関連性がある製品が入る可能性のあるカテゴリーがこの規制のもとに作られ、「機能性食品」の基本的定義に含まれる

Q4: これらの規制対象の食品は普通の食品とどう違うのか?

自然に存在するままのものや洗ったり乾燥したりといった最小限の加工をしたものは「サプリメント」や「特定食事療法用食品」にはならない。

Q5: 普通の食品にプレバイオティック繊維やプロバイオティック微生物が含まれる場合にそれは自動的にこの規制の対象になるか?

ならない。

Q7: ビタミンやミネラルの錠剤やカプセルやシロップは規制対象?

単純にビタミンやミネラルを組み合わせただけの錠剤等は、食品成分とビタミンを組み合わせただけのものでなければ、この規制の対象ではない。

● その他

食品安全関係情報 (食品安全委員会) から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、イチョウガニ(Cancer pagurus)の内臓部分(中腸腺及び生殖腺)並びにカニ肉部分のポリ塩化ビニル(PCB)及びダイオキシン類への汚染に関する意見書を発表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04820020475>

- 台湾衛生福利部食品藥物管理署、アルミニウムを含有する食品添加物の使用基準の改正に関する進捗状況を説明

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04820070493>

ProMED mail

- 食中毒 ボツワナ：(セントラル) 生徒、菜種、ソルガム、有機リン疑い

Foodborne illness - Botswana: (CT) students, rape, sorghum, organophosphates susp
2017-11-18

<http://www.promedmail.org/post/5449219>

Date: Wed 15 Nov 2017 20:00 pm (GMT +2) Source: MMEGI online [edited]

Nthompe Koma 小学校の生徒数十人が学校で食べた菜種が原因とされる食中毒で医療施設に行った。生徒達はおやつに菜種とソルガムを食べて嘔吐と下痢の症状を呈した。詳細は調査中。

- 殺虫剤中毒 インド：(MAHARASHTRA)致死

Insecticide poisoning - India: (MH) fatal

2017-12-01

<http://www.promedmail.org/post/5475998>

Date: Thu 28 Nov 2017 Source: The News Lens [edited]

農家の自殺が連続して起こっているインド西部の Maharashtra 州で、新たな殺虫剤中毒危機が発生した。借金を抱えた農家は、その年に不作だと絶望して死を選ぶ。ここ数年 Maharashtra 州ではたくさんの農家が自殺している。しかし新たな課題として事故で農薬を吸入して死亡する事例が増えている。メディアによると過去 6 か月で 50 人以上が安全でない農薬を散布して死亡した。850 人以上が入院しそのうち 40 人は失明した。

州政府によると、農家は殺虫剤散布の際の注意を守らず安全な使用方法について訓練されていない。政府は手袋やゴーグル、マスクのような安全キットを無料で配布して啓発キャンペーンを行う予定である。

この地域では主に綿や大豆や豆を栽培している。GM 綿も栽培しているが 2017 年は Bt 綿に予期せずボールワームが発生し農家が大量に農薬を使っている。政府の調査では農家が使っているのはサトウキビにのみ使える Police または Polo と呼ばれる毒性の高い高価な殺虫剤である。

(注に Polo というのはジアフェンチウロンとフェニルチオウレアの合剤、Police はフィプロニルとイミダクロプリドとある)

EurekAlert

- NIAID の科学者が原因不明のアナフィラキシーを赤肉アレルギーと関連させる

NIAID scientists link cases of unexplained anaphylaxis to red meat allergy

28-Nov-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-11/nioa-nsl112817.php

ーダニに刺されると、あまり普通でない、誤診されるアレルギーにつながるー

*Allergy*に発表された論文。70人の原因不明のアナフィラキシー患者のうち6人が牛肉・豚肉・羊肉などの赤肉に含まれる糖分子のガラクトース-a-1,3-ガラクトースに陽性反応。赤肉を避ける食生活でアナフィラキシーを起こさなくなった。この人達は *Ambylomma americanum* に刺されたことがある。またこのアレルギー反応は他のアレルギーと違って食べてから3~6時間後に起こることがある。これが間違っって診断される原因になる。

● インターネットで販売されているパフォーマンス強化薬物は不正確に表示されている

Performance-enhancing drugs sold via the Internet are inaccurately labeled

28-Nov-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-11/bawh-pds112717.php

ー選択的アンドロゲン受容体調節剤 (SARMs) は表示されていないあるいは表示されている量とは違うー

よく使われるタンパク同化ステロイドと比べて、より選択的な SARMs はボディビルダーやアスリート、兵士にとって魅力的に見える。しかしまだ開発途上の薬物であり FDA に認可されていない。オンラインで SARMs を含むと宣伝されている製品は、SARMs を含んでいないかもしれない。今週 JAMA に発表された研究で、インターネットで購入できた SARM 製品を調べた結果が報告された。

Google 検索の結果、販売されていたのは 210 製品だが、多くは在庫なしなどの理由で入手できず、実際に購入できたのは 44 製品だった。それらを分析したところ実際には 23 製品にしか SARMs が入っておらず、表示されている成分と量が一致していたのは 18 製品のみであり、11 製品は表示と量が違う、8 製品は表示されている化合物が含まれない、3 製品は表示されていない化合物が含まれる、4 製品は有効成分がなにひとつ含まれない、などであった。

● 抗生物質耐性：予期せぬ年代記

Antibiotic resistance: An unexpected chronology

29-Nov-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-11/ip-ar112917.php

アンピシリン耐性はヒトが使い始める前から始まっていたー1950年代の農業におけるペニシリンの過剰使用が引き金になった可能性がある

パスツール研究所の研究者らが、サルモネラの古典的株型のゲノムサンプリングにより抗生物質耐性が英国市場にアンピシリンが発売される前に遡ることを突き止めた。1950年代に家畜の餌に低濃度のペニシリンを混合して与えることが北米とヨーロッパで行われて

いたことが抗生物質耐性細菌の進化を促進したことを示唆する。 *The Lancet Infectious Diseases* に発表された。

- ブリティッシュコロンビア大学 Okanagan 校の研究者が Winnipeg 湖で神経毒素を発見

UBC Okanagan researchers discover neurotoxin in Lake Winnipeg

29-Nov-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-11/uobc-uor112817.php

大量発生時にシアノバクテリアに毒素 BMAA (β -N-メチルアミノ-L-アラニン)

湖水から検出するのは困難だが、シアノバクテリアからは検出され、汚染や農業に影響されている地域から採取したものが最も濃度が高い。 *Neurotoxicity Research* に発表された。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室